

3. 関連計画等の整理

3. 関連計画等の整理

(1) まちづくりの根幹をなす計画

①第四次総合振興計画（平成27年12月策定、平成29年3月改定）

◇第三次基本構想を継承し、第四次基本構想でもめざす都市像を「快適都市～地域の豊かさの創出～」としている。

◇これからのまちづくりに向けて

社会	①人口減少と人口構成の急速な変化
	②高齢者単身世帯の増加
環境	①地球温暖化への対応
	②大規模地震への備え
経済	①持続可能な財政の確立
	②公共施設の維持・管理・再整備などに係る費用の増加

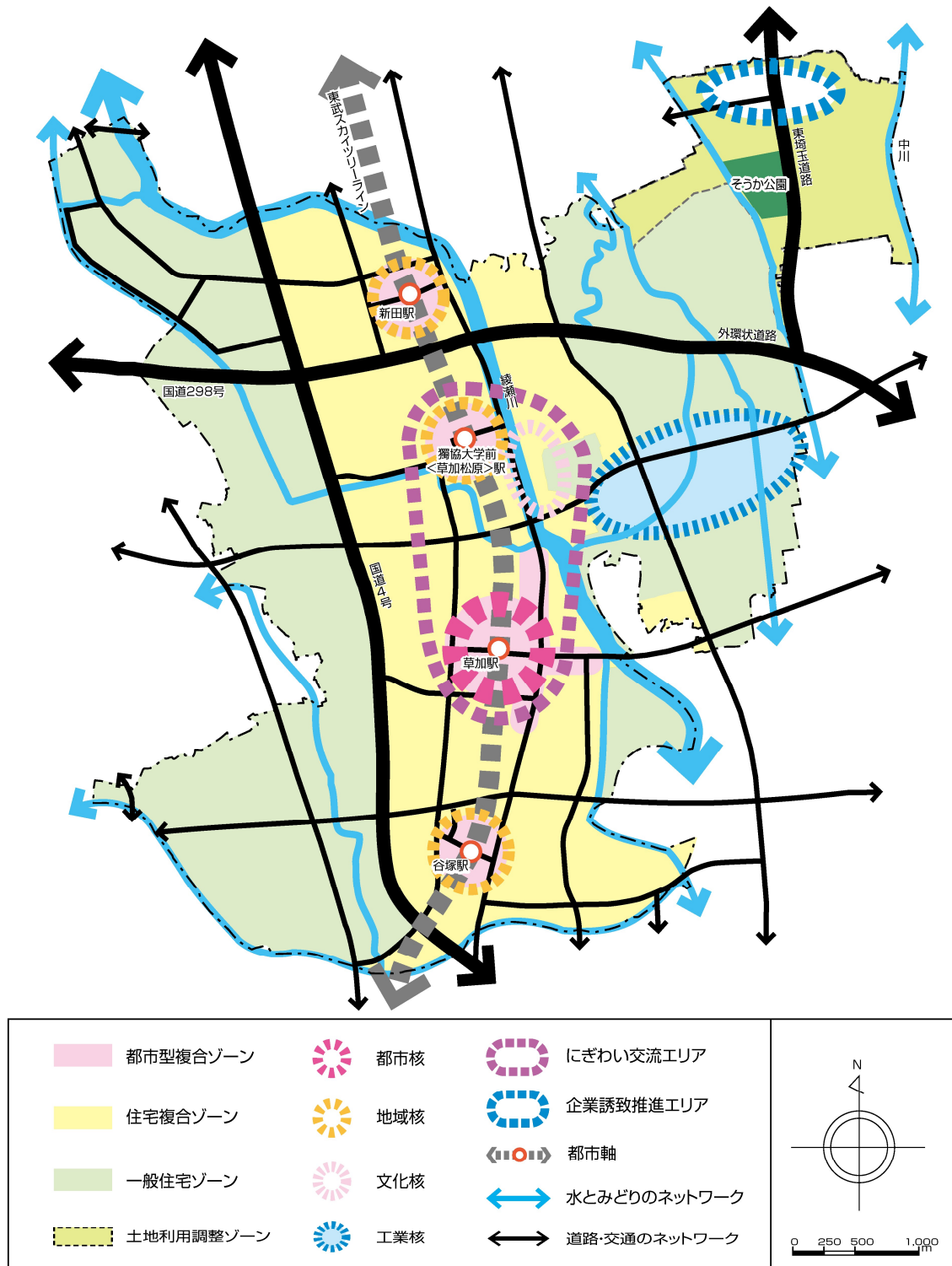
◇基本構想の体系

(1) 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	1) 水とみどりのまちづくり
	2) 環境との共生
(2) 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる	1) 良好なまちづくり
	2) 安全で円滑な交通
	3) 安全性の高いまちづくり
(3) 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる	1) にぎわいの創出とものづくりの発信
	2) 心地よい風景づくり
(4) 地域の共生～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる	1) 活力と生きがいのある高齢社会
	2) みんなで取り組む子育て
	3) とともに暮らす地域づくり
	4) 草加らしい豊かな暮らし

②草加市都市計画マスタープラン 2017-2035（平成 29 年 4 月）

◇草加市都市計画マスタープランは、平成 29 年 4 月に策定されており、将来都市像は、第四次総合振興計画を踏襲し、「快適都市～地域の豊かさの創出～」としている。

将来都市構造図



資料：草加市 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035 平成 29 年 4 月

◇まちづくりの目標

(1) 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちづくり	①水とみどりのまちづくり
	②環境との共生
(2) 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちづくり	①良好なまちづくり
	②安全で円滑な交通
	③安全性の高いまちづくり
(3) 活気の創出～にぎわいのあるまちづくり	①にぎわいの創出とものづくりの発信
	②心地よい風景づくり
(4) 地域の共生～ともに力をあわせた自分たちのまちづくり	①活力と生きがいのある高齢社会
	②みんなで取り組む子育て
	③ともに暮らす地域づくり
	④草加らしい豊かな暮らし
(5) 経営手法を導入したまちづくり	

◇10 地区のコミュニティブロックで市域を分けた地区別方針を定めている。

10 地区のコミュニティブロック



資料：草加市 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035 平成 29 年 4 月

③埼玉県用途地域指定の基本的な考え方（平成31年3月）

◇「埼玉県用途地域指定の基本的な考え方」は、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯における用途地域等の決定権限が平成24年4月に県から市町村に移譲されることにあわせ、県が県土の健全な発展に向けて検討してきた用途地域指定の内容を取りまとめ、それぞれの地域の実情にあった都市づくりに活用できるよう、市町村に配布したものである。

なお、「埼玉県用途地域指定の基本的な考え方」は参考資料であり、市町村の運用を拘束するものではないことから、当該地域の実情等に即して合理的なものがあれば、その運用が尊重されるべきであるため、市町村が決定する都市計画について、都市計画法第19条第3項の規定に基づき県が協議を受ける際に判断する視点を示しているものではない。

◇用途地域は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進するとともに、住居の環境の保護、商業・工業等の利便の増進など適正な都市環境を保持するように定める。

また、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、積極的に望ましい市街地の形成を誘導するとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に掲げる市街地像を実現するよう定める。

なお、隣接する市町村との境界においては、隣接地との調和に配慮する。

◇境界の設定は以下の通りである。

境界の設定

- ① 用途地域の区域の境界及び同一用途地域であって建蔽率・容積率が異なる区域の境界は、原則として道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定める。
- ② 幹線道路等の沿道に道路の境界等からの距離をもって用途地域の境界を定める場合は、境界の特定に支障がないように定める。
道路境界線からの距離は、道路の有する機能を勘案して、次のとおり定めるものとする。
また、地域の状況に応じて、街区単位で沿道に用途地域を定めることや、地形地物等を区域の境界とすることも検討する。
 - 1) 4車線以上の道路又は自動車交通量が概ね1万台／12時間以上の道路
道路境界線から原則として50m（2宅地）とする。
 - 2) その他の幹線道路等
道路境界線から25m又は30m（1宅地）とする。
 - 3) 鉄道
原則として鉄道境界線から50m（2宅地）とする。
- ③ 住居専用地域を地区内の主要な生活道路等に面して路線的に定める場合や、防災性の向上を目的に用途地域を路線的に定める場合は、地域の実情に応じた幅とする。

資料：埼玉県 埼玉県用途地域指定の基本的な考え方 平成31年3月

◇用途地域の決定・変更は、土地利用の動向や公共施設の整備状況等を勘案するとともに、社会状況の変化に対応して適切な見直しを行う。

用途地域の見直しの時期

① 都市基盤の整備に関連して見直しする場合

1) 市街地開発事業に関連する見直し

市街地開発事業等の面的整備事業が行われる地区については、原則として事業の都市計画決定時に用途地域を決定又は変更する。

また、土地利用に関する計画が公共施設の配置等の事業計画に左右される土地区画整理事業の施行区域については、基盤整備が明らかになった時期に用途地域を変更する。

なお、公共施設の整備水準に合わせた土地利用を誘導するため、「将来容積率」と道路等の基盤整備が整うまでの間に定める「暫定容積率」の２段階の容積率を定める「誘導容積型地区計画」を定めることも検討する。

2) 幹線道路等の整備に関連する見直し

大規模幹線道路等の整備事業に関連する地区については、当該事業の進捗状況や整備の見通しを踏まえて、原則として事業着手時に用途地域を決定又は変更する。

3) 都市計画施設に関連する見直し

都市計画道路等の見直しにより都市施設を変更又は廃止する場合は、併せて用途地域を決定又は変更する。

② 目指すべき市街地像の変更に伴い見直しする場合

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」等の変更に対応して、計画的な土地利用の誘導を図る場合は、用途地域の変更を検討する。

③ 土地利用の動向に対応した土地利用の誘導を図る場合

現に指定している用途地域の主たる目的の建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にあることが明らかであり、かつ「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に掲げる市街地像に即した都市機能の配置や密度構成に支障がない場合は、用途地域の変更を検討する。

④ 人口減少・超高齢社会の進行等に対応して、日常生活に必要なサービス機能の誘導を図る場合

徒歩圏内において、商業施設、病院、老人福祉センター等、日常生活を支える様々な機能を担う施設の立地を誘導する場合は、用途地域の変更を検討する。

※ 2 ページ「買い物弱者対策」も参照

資料：埼玉県 埼玉県用途地域指定の基本的な考え方 平成 31 年 3 月

◇用途地域の目的を十分に勘案したうえで、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等を図る場合には、他の地域地区や地区計画等を併せて定める。

地域地区、地区計画等

〔地域地区〕

① 特別用途地区

地域の特性や課題に応じて用途地域を補完する必要があると認められる地区には、特別用途地区を定める。

② 防火地域及び準防火地域

市街地の防災性向上を図るため、用途地域を決定・変更する場合は、原則として準防火地域を併せて定める。

また、商業・業務・文化・交流・行政等の多くの都市機能が集約した商業地域等、特に火災に対する安全性を高める必要がある地域には、防火地域を定める。

③ 高度地区

地域の実情に応じて建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める必要がある地区には、高度地区を定める。

④ 高度利用地区

拠点機能の集積・増進や、都市機能更新を図る地区については、都市基盤の整備状況を勘案し、高度利用地区を定める。

〔地区計画等〕

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全することが必要な地区については、地区計画等を積極的に活用する。

なお、地区計画等で定められた建築物等に関する事項については、建築基準法に基づく条例で制限として定めるよう努める。

資料：埼玉県 埼玉県用途地域指定の基本的な考え方 平成31年3月

④草加市用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準（平成26年3月17日）

◇用途地域は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進するとともに、住居の環境の保護、商業・工業等の利便の増進など適正な都市環境を保持するよう定める。

また、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、積極的に望ましい市街地の形成を誘導するとともに、「草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（草加市都市計画マスタープラン）」に掲げる市街地像を実現するよう定める。

この他、隣接する市との境界においては、隣接地との調和に配慮する。

◇用途地域は、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うものであることから、基本的に、あるべき市街地像に対応した安定的な枠組みとして定められるべきものであるが、土地利用の動向、公共施設の整備状況等の把握に努めるとともに、当該市街地における都市計画上の課題に対応し、その健全な発展に資するよう、随時かつ的確な見直しを図ることとし、次に掲げる場合にあっては、用途の見直しを検討する。

用途地域の指定見直しに関する基本的な考え方

- ① 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針あるいは市町村の都市計画に関する基本的な方針（草加市都市計画マスタープラン）などの変更に応じて計画的な土地利用の誘導を図る場合。
- ② 従来想定されていた市街地像において主たる用途とされている建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にあり、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当であり、かつ、都市全体の都市機能の配置及び密度構成に支障がないと認められる場合。
- ③ 道路等の基盤施設整備や土地区画整理事業等の面的整備事業等により、目指すべき市街地像に変更が生じ、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当な場合。
- ④ 人口減少・超高齢社会の同時進行等に対応して、徒歩圏等の一定の地域内において、商業施設、病院、老人福祉センター等都市生活を支える様々なサービス機能を担う施設の立地、又は機能更新を誘導するため、建築物の用途や密度等を見直すことが適切である場合。

資料：草加市 草加市用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準 平成26年3月17日

◇境界の設定は以下の通りである。

境界の設定

- ① 用途地域の区域及び用途地域内の容積率等の制限が異なる区域の境界は、原則として、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等、土地の範囲を明示するのに適当なものにより定める。
- ② 幹線道路等沿道の道路境界等からの距離をもって用途地域の境界を定める場合は、境界の特定に支障がないように定める。
道路境界線からの距離は、道路の有する機能を勘案して定めるものとし、地域の状況等に応じて、街区を単位とすることや地形、地物等を区域の境界とすることが適当な場合は、これによることとする。
 - 1) 4車線以上の道路又は自動車交通量がおおむね1万台/12h上の道路にあっては、道路境界線から原則として50メートルとする。
 - 2) その他の幹線道路等にあっては、道路境界線から原則として25メートルとする。
 - 3) 鉄道の沿線については、原則として鉄道境界線から50メートルとする。
- ③ 住居専用地域を地区内の主要な生活道路等に面して路線的に定める場合や、都市防災機能の向上等を目的として路線的に用途地域を定める場合は、地域の実情に応じた距離とする。

資料：草加市 草加市用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準 平成26年3月17日

◇定めている用途地域の目的を十分に勘案したうえで、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等を図る場合には、必要に応じて、防火及び準防火地域、高度利用地区、高度地区等の地域地区や、地区計画等を定める。

地域地区、地区計画等

【留意事項】

- ① 防火地域及び準防火地域
防災上重要な区域を対象に、原則として400%以上の容積率が指定された区域に防火地域を指定するよう努める。特に、商業施設が立ち並び、人通りや交通量の多い区域、緊急輸送道路、災害時の避難路等の沿道、延焼危険性の高い区域等については防火地域を原則定める。
また、都市計画で外壁の後退距離の限度や一定の規模以上の敷地面積の最低限度が定められた場合など、防火上の措置が講じられた区域を除き、60%以上の建ぺい率が指定された区域に準防火地域を指定するよう努める。
- ② 高度利用地区
拠点機能の集積・増進や、都市機能更新を図る地区については、都市基盤の整備状況を勘案し、土地の高度利用を図る。
- ③ 高度地区
建築物の高さにルールのあるまちづくりを推進することが必要な地区については、建築物高さの最高限度又は最低限度を地域の実情に応じて定める。

【地区計画等】

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全することが必要な地区については、地区計画等を積極的に活用する。

なお、地区計画等で定められた建築物等に関する事項については、建築基準法に基づく条例で制限として定めるよう努める。

資料：草加市 草加市用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準 平成26年3月17日

(2) 健康・福祉関連

①草加市地域福祉推進基本方針（平成 30 年 6 月）

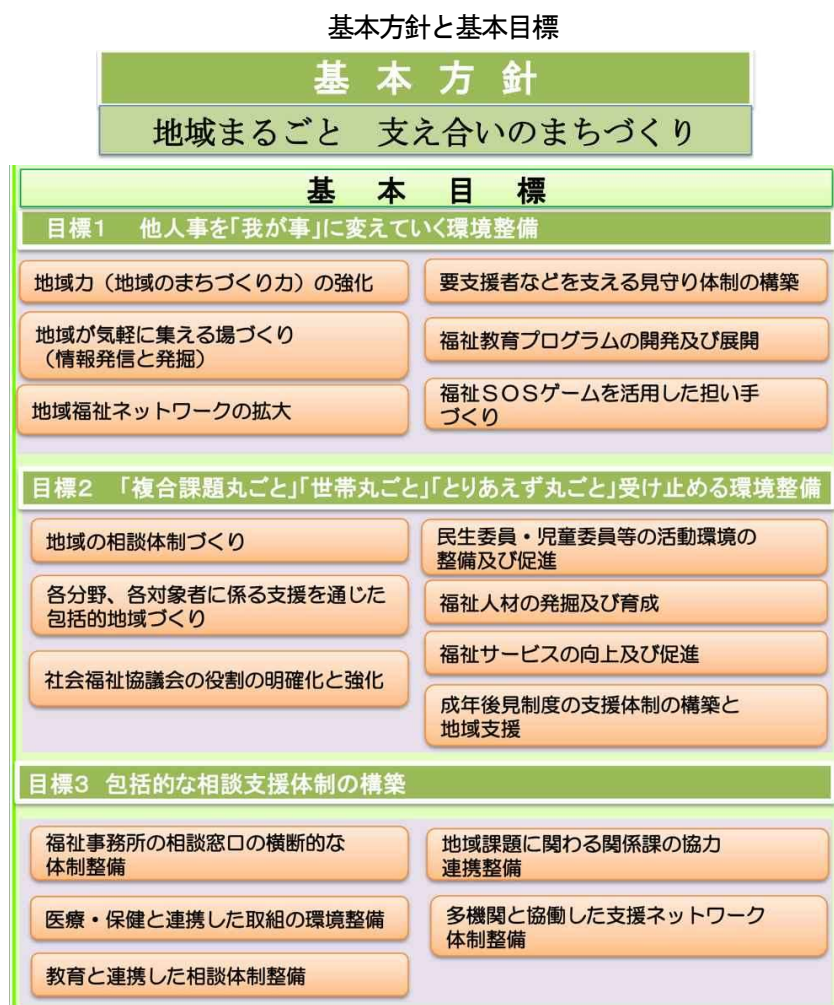
ア 草加市地域福祉計画を第四次草加市総合振興計画に一体化し地域福祉を推進

◇草加市では、平成 17 年度の草加市地域福祉計画の策定から、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を理念として、平成 27 年度までの 11 年間取組を進めてきた中で、高年者人口がピークとなる 2025 年問題や介護と育児のダブルケア問題、高齢の親と独身の子の 8050 問題などの課題に対応するため、平成 28 年度から、草加市地域福祉計画を第四次草加市総合振興計画に一体化し、市の全体計画の一環として、地域福祉を推進していくこととした。

イ 草加市地域福祉推進基本方針の位置づけ

- ◇草加市地域福祉推進基本方針は、総合振興計画の施策と一体となった地域福祉計画の理念である「自立・共存と支えあいのまちづくり」の施策の実効性を担保するものとして策定
- ◇各福祉制度では対応しきれない分野（制度の狭間）及び制度を横断的に対応する必要がある分野に対する具体的取組を示すこととし、福祉や健康増進に関連する計画の上位のものと位置付ける。

ウ 基本方針と基本目標



資料：草加市 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035 平成 29 年 4 月

②第七次草加市高年者プラン（平成30年3月）

◇草加市では、平成12年に「第一次草加市高年者プラン」を策定し、平成30年3月に「第七次草加市高年者プラン」を策定

◇平成37年には団塊の世代が75歳以上となるほか、平成52年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、更なる高齢化の進展の中で、介護保険制度の持続可能性を高めながら、住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らすことができる地域包括ケアシステムを深化・推進

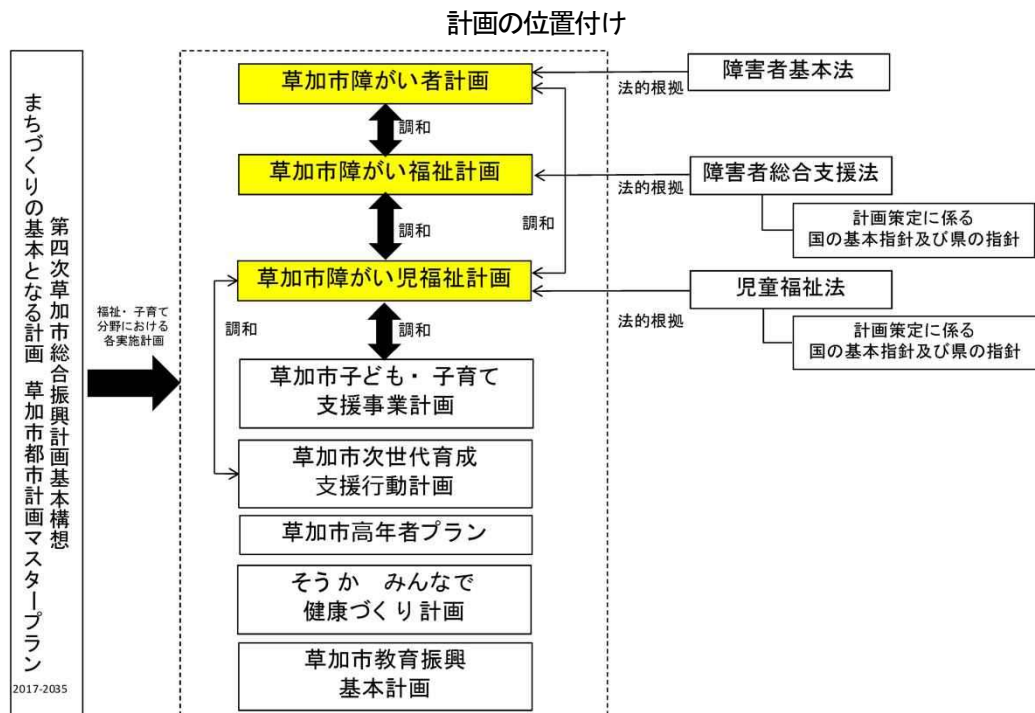
◇基本方針および基本目標

基本方針	基本目標
1 地域における支援体制の確立	(1) 地域支援協力体制の整備
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進
	(3) 福祉のまちづくりの推進
2 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進	(1) 高年者の自立支援と介護予防・重度化防止
	(2) 生活支援と介護予防サービスの基盤整備の推進
	(3) 日常生活の支援
	(4) 住環境の整備
3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護連携推進事業の実施
	(2) 医療体制の整備
4 認知症高年者等支援の充実と権利擁護の推進	(1) 意識啓発と早期対応の促進
	(2) 認知症高年者等の家族への支援
	(3) 権利擁護の推進
5 介護者支援の充実	(1) 介護者支援の充実
6 高年者の社会参加の促進	(1) 就業機会の確保
	(2) 社会参加・交流の促進
	(3) 敬老事業の実施
7 介護保険事業の円滑な実施	(1) 居宅サービス・介護予防サービス
	(2) 地域密着型サービス
	(3) 施設サービス
	(4) 広域型施設と地域密着型サービスの整備方針
	(5) 地域支援事業
	(6) 介護保険料の算出
	(7) 被保険者の費用負担に関する経済的支援策

③第三次草加市障がい者計画、第5期草加市障がい者福祉計画、第1期草加市障がい児福祉計画（平成30年3月）

◇草加市では、平成21年3月に障害者基本法に基づく「第二次草加市障がい者計画」を、平成27年3月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づく「第4期草加市障がい福祉計画」をそれぞれ策定

◇第三次草加市障がい者計画、第5期草加市障がい者福祉計画、第1期草加市障がい児福祉計画は、平成28年6月の障害者総合支援法の一部改正や障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正を踏まえて同時に策定



資料：草加市 第三次草加市障がい者計画、第5期草加市障がい者福祉計画、第1期草加市障がい児福祉計画 平成30年3月

(3) 産業振興関連

①第二次草加市観光基本計画（平成28年3月）

◇4つの基本方針、「つたえる観光」「みせる観光」「ささえる観光」「つなげる観光」の4つの基本方針に基づいて、12の施策を推進することとしている。

◇コンパクトプラスネットワークという都市構造に係わる内容としては、つなげる観光の「歩きたくなる、動きたくなる、つながりのあるまち」に中の「身近な交通手段の特性を活かした訪れやすい観光地化の推進」が挙げられる。

計画の体系



資料：草加市 草加市第二次草加市観光基本計画 平成28年3月

②草加市産業新成長戦略（平成 28 年 3 月）

◇草加市版総合戦略の基本目標1「草加市における産業活性化と安定した雇用を創出する「働きたいまち そうか」、数値目標「創業支援件数 355 件、市内従業者 68,932 人の維持」を達成するためのアクションプランとして位置づけられている。

◇計画期間内の基本戦略として、①創業支援の推進による都市型産業の育成と雇用創出、②競争力のある製品・モノづくり技術のPRと企業価値の向上、③域内経済循環活性化のための施策継続、④農商工連携による、農産物のブランド化と地産地消の推進が挙げられている。

◇コンパクトプラスネットワークという都市構造に係わる内容としては、リノベーションまちづくり、商店街の活性化の推進、市内における事業所立地の促進が挙げられる。

計画期間内の基本戦略

① 創業支援の推進による都市型産業の育成と雇用創出

- ・市内消費の活性化には、商業・サービス業等の都市型産業の集積が必要。
- ・都市型産業の育成のために、地域の支援機関等が連携した創業支援を推進。
- ・支援機関等が連携し、創業後の事業成長を継続的に支援することを通じ、雇用の創出につなげる。
- ・これらの呼び水、受け皿として「リノベーションまちづくり」と「商店街等の活性化」を推進。

② 競争力ある製品・モノづくり技術のPRと企業価値の向上

- ・企業の経営課題の解決に活用できる支援メニューに関する情報提供を強化。
- ・「草加モノづくりブランド認定事業」の更なる強化を図り、競争力のある製品やモノづくり技術のPRを図れるよう検討を進め、「外需獲得」につながる企業活動の活性化をめざす。
- ・経営者層向け地域ビジネススクールの開催支援や産業観光の推進を通じて経営革新の意欲ある経営者が取り組む企業価値の向上や企業活動の円滑化を支援。
- ・市内事業所が引き続き市内における操業を選択し、また、市外からの新たな事業所の誘致につながるよう、新たな施策についての検討を含め、市内における事業所立地を促進する。
- ・地場産業振興の観点からは、東京オリンピック・パラリンピックに向け草加せんべいの国際化を支援するとともに、次世代を担う地場産業事業者の連携を促進する。

③ 域内経済循環活性化のための施策継続

- ・草加地域経済活性化事業を引き続き推進。
- ・域内経済循環に貢献する、市内事業所への発注、市内製品の購入を促す。
- ・経済社会動向や事業効果を鑑み、必要に応じ、実施内容の見直しを図る。
- ・市内共通ポイントカード「そうカード」の普及啓発について、引き続き連携を図る。

④ 農商工連携による、農産物のブランド化と地産地消の推進

- ・「地産地消」の推進は、都市農業を守る生命線。
- ・農産物の普及啓発につながるイベント等を推進する。
- ・本市を代表する農産物の一つである「枝豆」について、農商工連携で品質向上とブランド化を推進する。

資料：草加市 草加市産業新成長戦略 平成 28 年 3 月

(4) スポーツ関連

①草加市スポーツ施設整備計画（平成 28 年 3 月）

- ◇草加市のスポーツ施設の基本的な方針と具体的な計画を示している。スポーツ施設の整備・再配置を行う場合の考え方として、「統合・廃止するスポーツ施設」「活用方法を変更し存続するスポーツ施設」「存続するスポーツ施設」「新たに整備するスポーツ施設」の4つに区分することとしている。ただし、4つの区分毎の施設は具体的には示されていない。
- ◇恒久的な拠点整備として、市北東部（柿の木・青柳地区）に施策推進の拠点エリアとして、「スポーツ推進地区」を配置し、屋外スポーツの恒久的な場として、拠点整備を行うこととしている。
- ◇屋内施設機能については、コミュニティブロックの方向性として、学校開放施設に加えて、公民館等の活用の方向性を示している。全市的な方向性として、全市を利用圏域とする体育館、温水プール等を維持する方向性を示している。
- ◇屋外施設機能については、コミュニティブロックの方向性として、学校開放施設（校庭）、地域グラウンドを引き続き活用することに加えて、公園・広場の活用の可能性を検討する方向性を示している。全市的な方向性として、総合運動場等を「スポーツ推進地区」と連携した場として活用する方向性を示している。
- ◇コンパクトプラスネットワークという都市構造に係わる内容としては、コミュニティブロックにおいて、学校が中核的な施設と位置づけられていること、今後スポーツ施設が統廃合される可能性があることが挙げられる。

①草加市みどりの基本計画（平成29年4月）

◇コンパクトプラスネットワークという都市構造に係わる内容としては、みどりの目標として市街化区域における公園・広場を歩いて利用できる範囲の割合を2015年69.3%から2035年に75%にすることが掲げられている。

みどりの将来像をめざして、4つの基本方針とみどりの配置方針を踏まえ、本計画の計画期間内における、みどりに関する総合的な配置方針を示します。



3-15

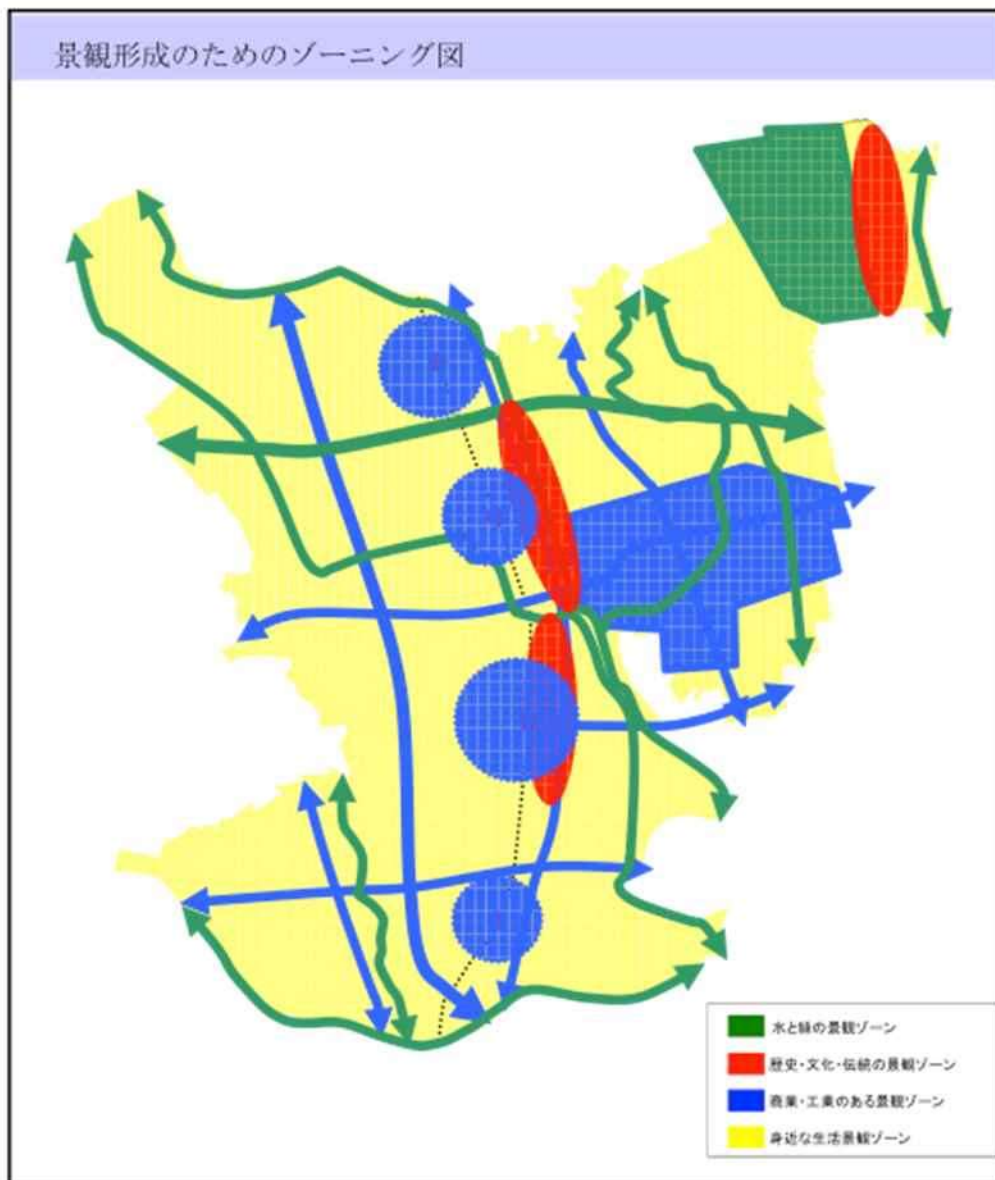
②草加市景観計画（平成 20 年 3 月/現在改定中）

◇景観づくりの目標として「水と緑に囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち」を掲げ、景観づくりの指針として、「①原風景を大切にし、水と緑あふれる豊かな自然環境と調和したまちなみ景観をします」「②歴史的・文化的、伝統的資源を活かしたまちなみ景観を形成します」「③商業地や工業地と調和し、まちの活性化を促すまちなみ景観を形成します」「④快適で心地よい生活環境に寄与し、市民が誇りをもてるまちなみ景観を形成します」を掲げている。

◇景観形成のためのゾーニングとして市域を「水と緑の景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「身近な生活ゾーン」の4つに区分し、ゾーン毎の景観形成の方針を示している。

◇コンパクトプラスネットワークという都市構造に係わる内容として、市街地の景観形成の方針が示されていること、特に駅前商業地区や既成市街地地区の景観形成の方針が示されている。

景観形成のためのゾーニング図



資料：草加市 草加市景観計画 平成 20 年 3 月

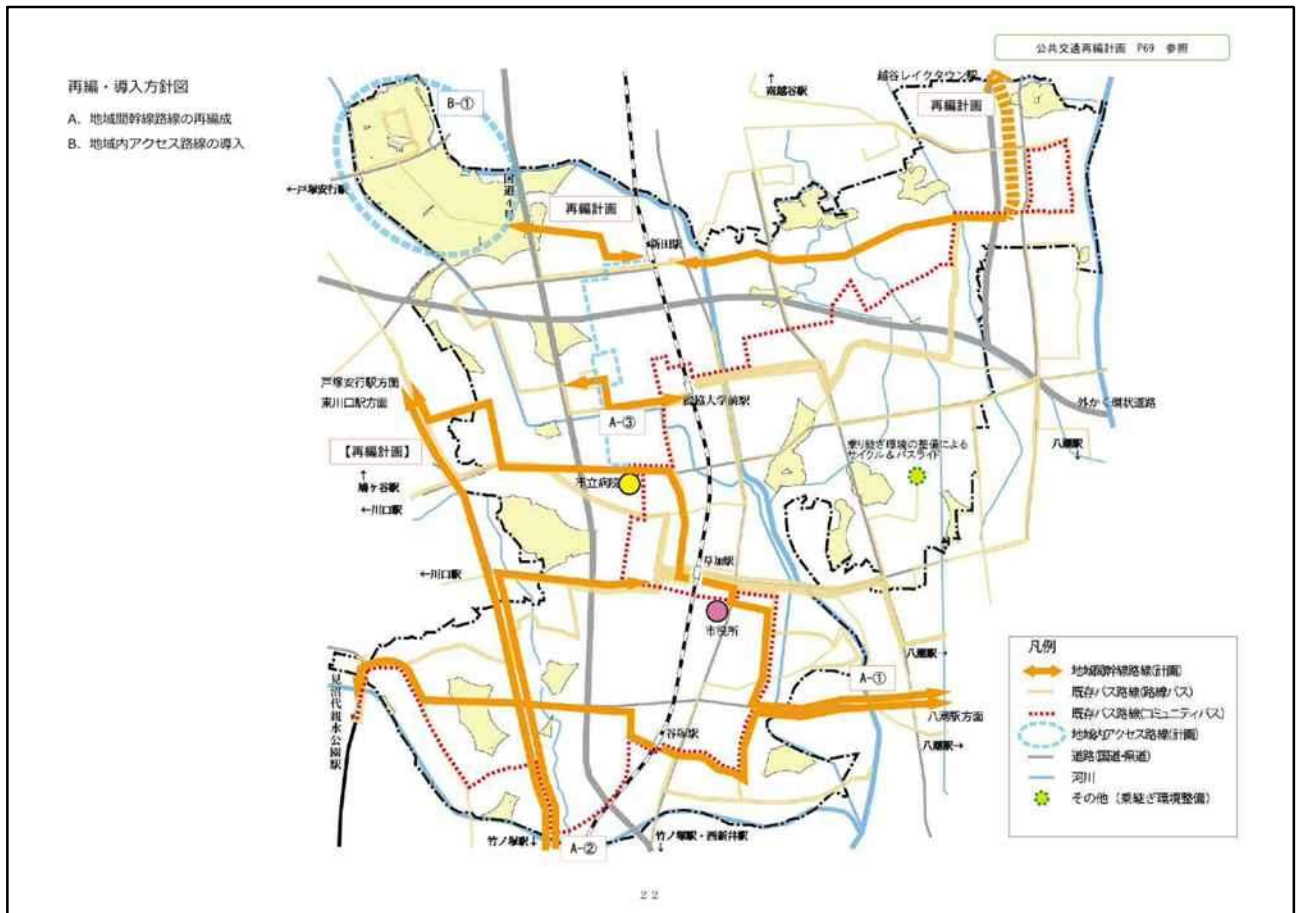
③草加市公共交通再編計画（平成 25 年 3 月/平成 29 年 7 月（第一次改定））

- ◇草加市公共交通再編計画は、市内の公共交通体系のうち、バスやタクシー等に焦点を当て、基本目標や基本方針、具体的な取組等を示している。
- ◇基本目標として、「将来にわたって市民の暮らしを支える持続可能な公共交通ネットワークの形成」を掲げ、目標の指標として、①交通不便地域の約 48%の解消（対現況人口比（平成 22 年（2010 年国勢調査）比）、②公共交通網の充実の満足度約 43%から 50%への増加（対現況（平成 26 年度（2014 年度）草加市民アンケート）比）を設定している。
- ◇具体的な取り組みとしては、バスの地域間路線の再編成、地域内アクセス路線の導入、利用促進施策の推進、地域内アクセス路線（草加市コミュニティバス）の運行・評価を行うこととしている。
- ◇バスの計画路線を整備する結果、平成 28 年度（2016 年度）の交通不便地域の人口 33,000 人（市人口比 14%）、面積 450ha が 2023 年度には、17,000 人（市人口比 7%）、面積 230ha、2035 年度には、15,000 人（市人口比 6%）、面積 210ha に減少し、現況人口比で約 50%解消されると見込まれている。

④草加市公共交通網形成計画（平成 29 年 7 月）

- ◇草加市公共交通網形成計画では草加市公共交通再編計画で体系化された施策を基に、当面取り組む施策の実施主体、実施スケジュールを示している。
- ◇地域間幹線路線の再編成として、八潮駅方面への延伸・接続、竹ノ塚駅西口駅前広場整備に伴う路線の再編、松原団地の建て替え動向に合わせた路線の再編、地域内アクセス路線の検討として、新田西部地域から市立病院へのアクセス利便性向上への検討、柿木町青柳地区への対応、高齢者福祉施設の送迎バスの見直し、民間送迎車両の活用、利用促進施策等の推進、地域内アクセス路線（草加市コミュニティバス）の運行・評価について、実施主体、実施スケジュールを示している。

再編・導入方針図



資料：草加市 草加市公共交通網形成計画 平成29年7月

⑤そうかりノベーションまちづくり構想（平成 29 年 1 月）

ア そうかりノベーションまちづくり構想の位置付け

◇「そうかりノベーションまちづくり構想」は、リノベーションまちづくり（※1）を推進するに当たり、草加の現状を踏まえ、課題を明らかにしながら、草加市が目指す都市像である「快適都市～地域の豊かさの創出～」を具体的にイメージすることで、リノベーションまちづくりの推進に向け、その取組の目的や進め方について公民連携の体制で検討し、策定するものである。

※1：活力を失いつつある地域の再生のため、「現代版家守」と呼ばれる民間自立型まちづくり会社が遊休不動産のリノベーションを通じてまちを再生し、都市型産業の集積を図ることで、雇用の創出、コミュニティの活性化などにつなげるまちづくりのこと

リノベーションまちづくりの特徴

- 1. 収益性が高く、スピードが速い**
今あるものを活かし、新しい使い方をしてまちを変える
- 2. 民間主導の公民連携**
リノベーションまちづくりは、民間主導でプロジェクトを興し、行政が支援する
- 3. 都市・地域経営課題を複合的に解決**
遊休不動産という空間資源と地域資源を活用して、民間自立型プロジェクトを興して地域を活性化させる
- 4. 補助金にできる限り頼らない**
経済合理性を追求する



資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成 29 年 1 月

◇本構想は、リノベーションまちづくりが「草加市版総合戦略」及び「草加市産業新成長戦略」の主要施策として位置付けられたことから、その目的や進め方について公民連携の体制で検討し策定したものであり、本構想を具現化し、地域の活性化を通じて「第四次草加市総合振興計画基本構想」で掲げられている「快適都市ー草加ー」の実現を目指すとしている。

そうかりノベーションまちづくり構想の位置付け



資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成 29 年 1 月

イ 草加市の現状について

◇各種様々な統計資料等に基づく定量的な分析に加え、検討委員会において行われたワークショップやまちのトレジャーハンティング@そうか等での意見から、草加市の課題として、「市民間、世代間、市民と学生におけるコミュニティの不足」「公共不動産の利活用の必要性」「都市型産業の不足」「寝に帰るだけのまち」が抽出されている。

ウ 目指す未来のカタチ

◇課題解決に向けて、公共不動産の利活用も含め、地域にある様々な資源を最大限に活用しながら、地域において新しいまちのコンテンツ（都市型産業）を創出すること、また、新しい暮らし方や働き方を創り出すことで、地域経済の活性化を目指すと同時に、ベッドタウンにおける新しい都市型コミュニティの形成を図り、地域に暮らす一人ひとりに合った、快適な暮らしのスタイルを創造することが示されている。

エ 構想の実現に向けて

◇構想の実現に向けて、具体的な体制や仕組み、方法、プロセスなどについても構想の中に盛り込むことで、リノベーションまちづくりを推進するとしている。

①不動産オーナー、家守会社、事業オーナーといったリノベーションまちづくりの主役を、草加市とそうかりノベーションまちづくり協議会が両輪となって支援する体制を構築する。

構想の実現の体制



資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成29年1月

②リノベーションまちづくりによって興される事業は、できるだけ補助金に頼らず、経済合理性を追求する。特に創業時において必要となる金融について、公民それぞれによって支援できるような環境を整備する。

構想の実現の仕組み（金融支援環境の整備）

➤ 金融支援環境の整備の一例

1. 公的融資

草加市が日本政策金融公庫・地域の金融機関と連携して新たな公的融資等を創設します。

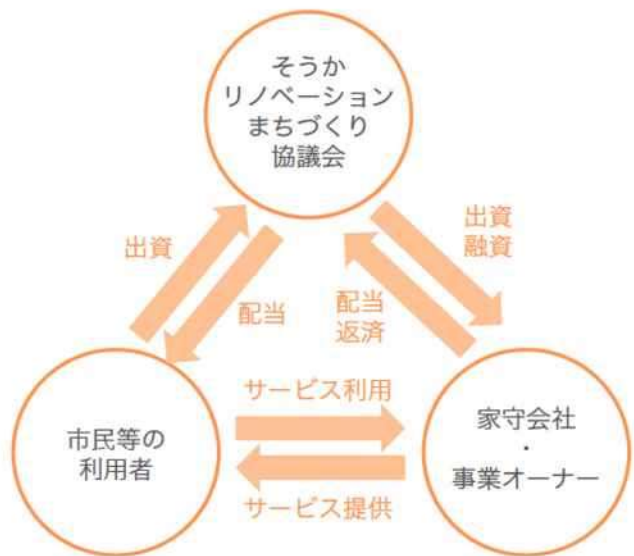
2. 市民ファンド

そうかりノベーションまちづくり協議会が市民からの出資を受け、「市民ファンド」を創設し、リノベーションまちづくり事業に出資又は融資します。

3. クラウドファンディング

家守会社や事業オーナーが、自らの事業の実現のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ります。

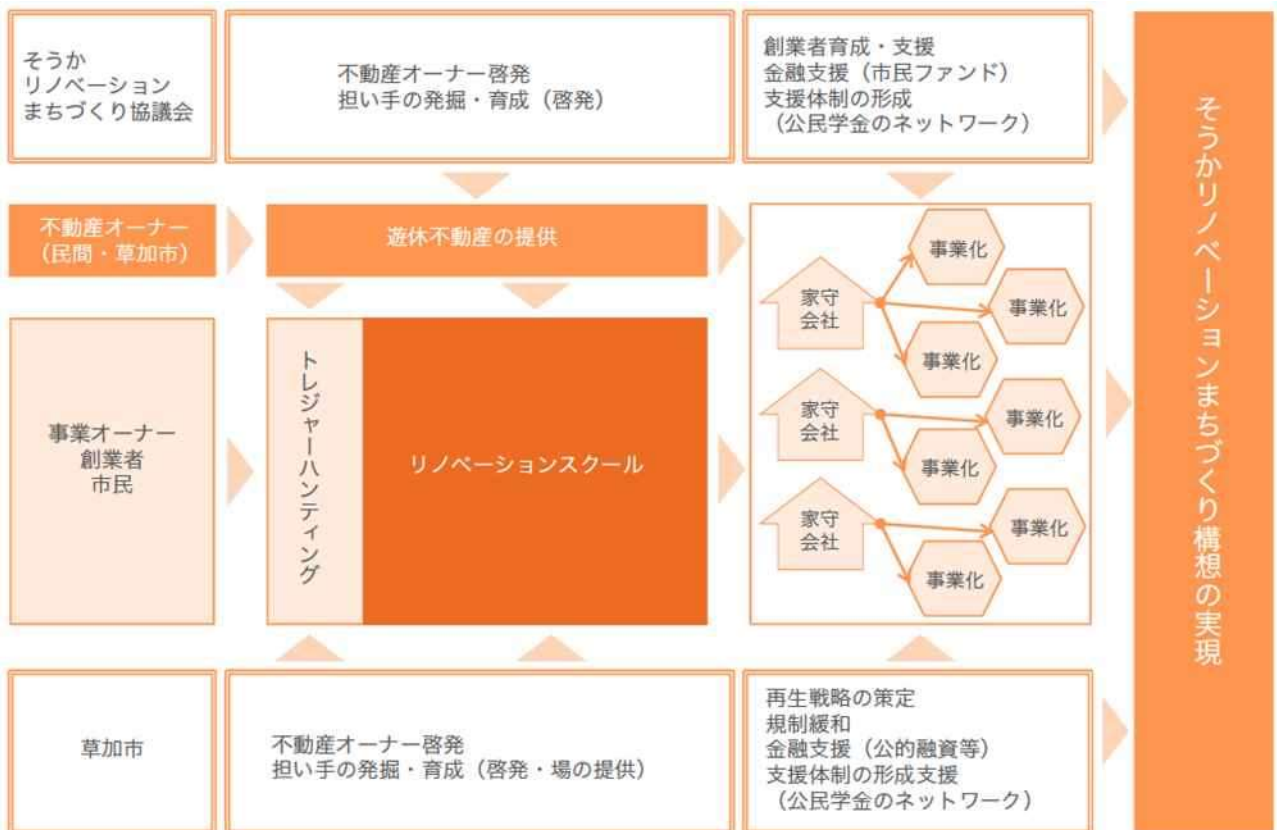
市民ファンドの仕組み



資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成29年1月

③関係者がそれぞれに果たす役割の中で、どのようなプロセスを経て、それぞれが関係するかを明確にすることによって、真の公民連携の体制の構築につなげる。

構想の実現の仕組み（プロセス）



資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成29年1月

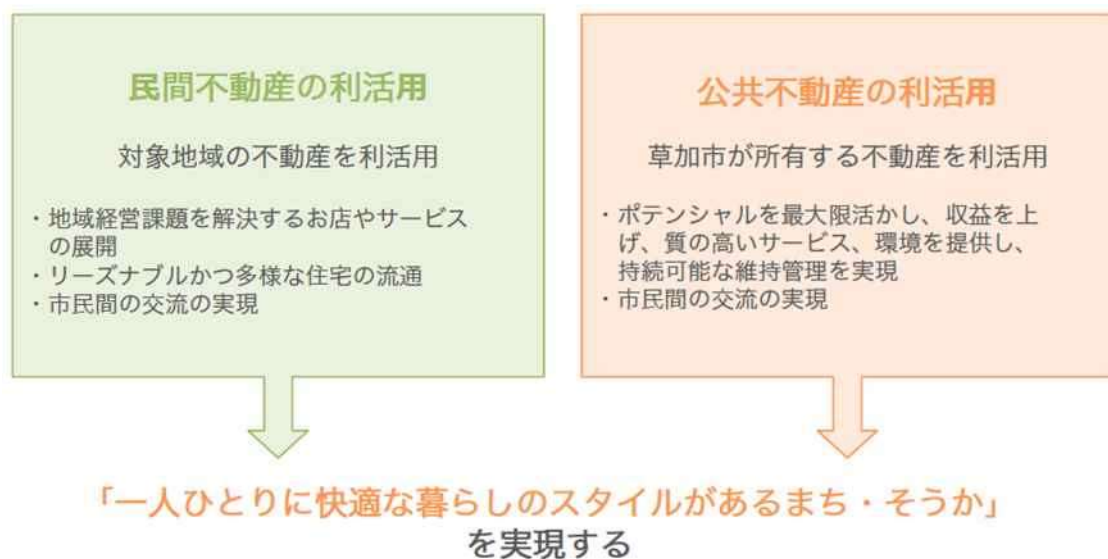
④実施計画は下図の通り。



資料：草加市 そうかリノベーションまちづくり構想 平成29年1月

⑤民間不動産の利活用はもちろん、公共不動産の利活用もすることで、公民がこれまでの常識にと
らわれることなく、協働しながら、できる人ができることをやり、共にまちづくりを進めてい
く。

公民の不動産利活用



資料：草加市 そうかリノベーションまちづくり構想 平成29年1月

◇リノベーションまちづくりでは複数の事業を狭い地域に集中して、かつ短期間に展開することで、地域の変化を実際に感じることができる。草加市においては、リノベーションまちづくりの端緒となるモデル地域として「草加駅東口周辺（旧道沿道）エリア」において取組を推進し、さらに、このエリア内においても、まちの変化を実感できるように半径200～300mの“スモールエリア”を設定するとしている。

対象地域



スモールエリアの考え方について

対象地域においては、草加松原との結節点となる付近には草加宿神明庵、おせん公園があり、他にも歴史ある草加小学校、草加駅から延びる県道草加停車場線と旧道との交差点、市役所などいくつかの核となる箇所があります。

これらを念頭に置きつつ、リノベーション案件の集積可能性やその周辺に対する波及効果などを考慮しながら、対象地域内において複数のスモールエリアの設定をしていきます。

資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想 平成29年1月

波及効果

第1ステップ 旧道沿道（草加駅東口周辺）エリアを皮切りにリノベーションまちづくりを推進し、市内のコンテンツを当該エリアの遊休不動産において具現化することで、対象エリアの活性化を目指します。	第2ステップ モデル地域での取組を活かし、市内の他エリアにおいても、旧道沿道（草加駅東口周辺）エリアで活動する家守会社や新たな家守会社が地域の課題の解決を目指すコンテンツの創出を図り、市内全域の活性化を目指します。	第3ステップ 草加市での取組をベースに事業拡大する家守会社が、衰退の懸念のある東武スカイツリーライン沿線を中心とした周辺都市における取組を広げ、活性化効果を波及させることを目指します。
---	--	---

資料：草加市 そうかりノベーションまちづくり構想（概要版） 平成29年1月

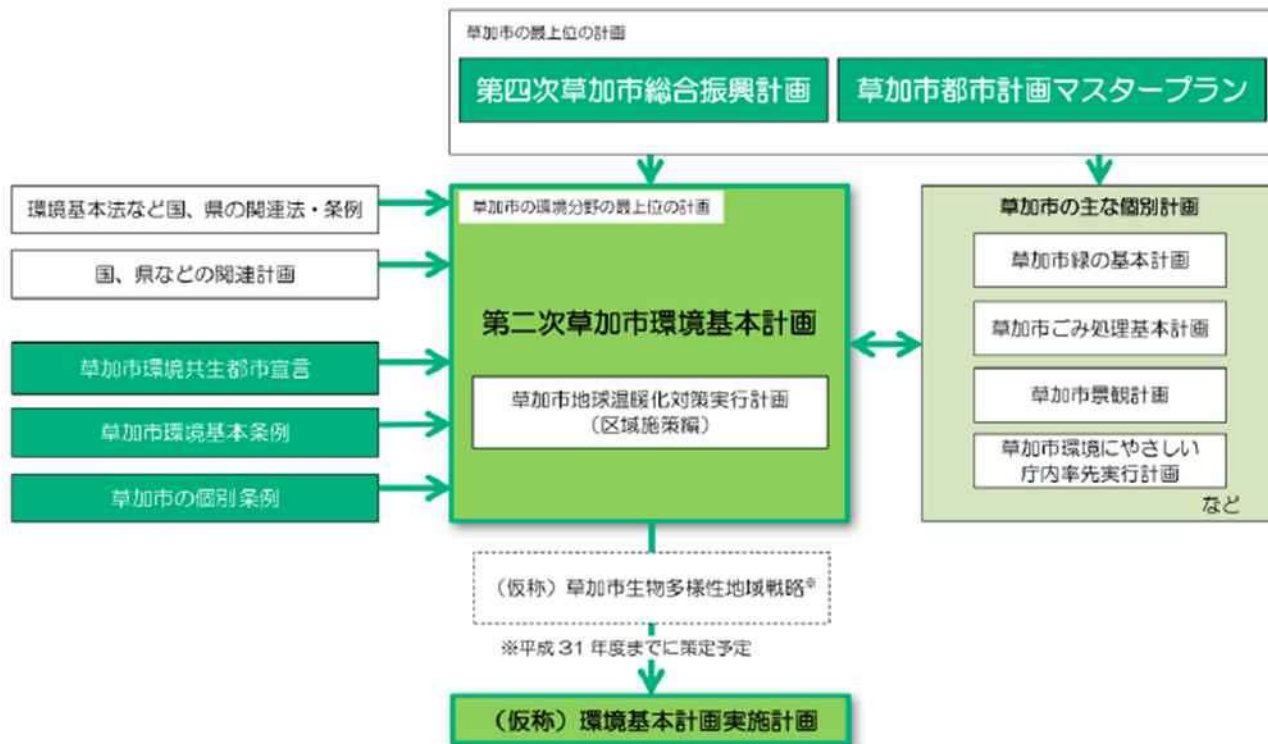
(6) 環境関連

①第二次草加市環境基本計画（平成28年3月）

◇本計画は、「草加市環境基本条例」の基本理念と「第四次草加市総合振興計画」に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置付けられる。

◇本計画は、「草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置付ける。

第二次草加市環境基本計画の位置付け



資料：草加市 第二次草加市環境基本計画 平成28年3月

◇本計画では、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、「人と自然が共に生きるまち そうか」をめざすべき環境像としている。

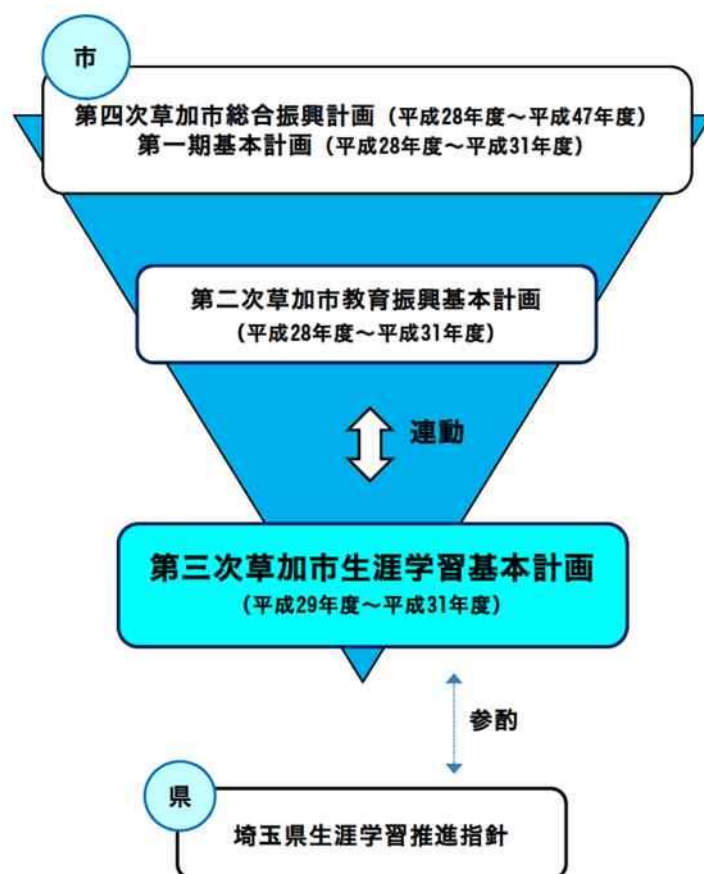
◇めざすべき環境像を実現するため、5つの環境目標を定めている。（環境目標1：水環境の保全と創造、環境目標2：身近な自然の保全と創造、環境目標3：低炭素社会の推進、環境目標4：生活環境の保全、環境目標5：環境に配慮した行動の実践と拡大）

(7) 教育関連

①第三次草加市生涯学習基本計画（平成29年12月）

◇本計画は、「第二次草加市教育振興基本計画」と連動する個別計画として位置付けており、また、本市のまちづくりの総合的な指針となる「第四次草加市総合振興計画」の分野別計画としても位置付けている。

第三次草加市生涯学習基本計画の位置付け



資料：草加市 第三次草加市生涯学習基本計画 平成29年12月

◇「生きる力をはぐくむ学縁都市 そうか」を基本理念とし、「地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進」を基本目標として定めている。

◇3つの重点プロジェクトを掲げており（生涯学習情報提供サイトの普及・活用、地域の学習資源の活用、『草加松原』を活用した郷土学習の推進）、それらの課題解決のために「施策1：生涯をととした多様な学習機会の充実」、「施策2：生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進」を具体的な施策の柱としている。

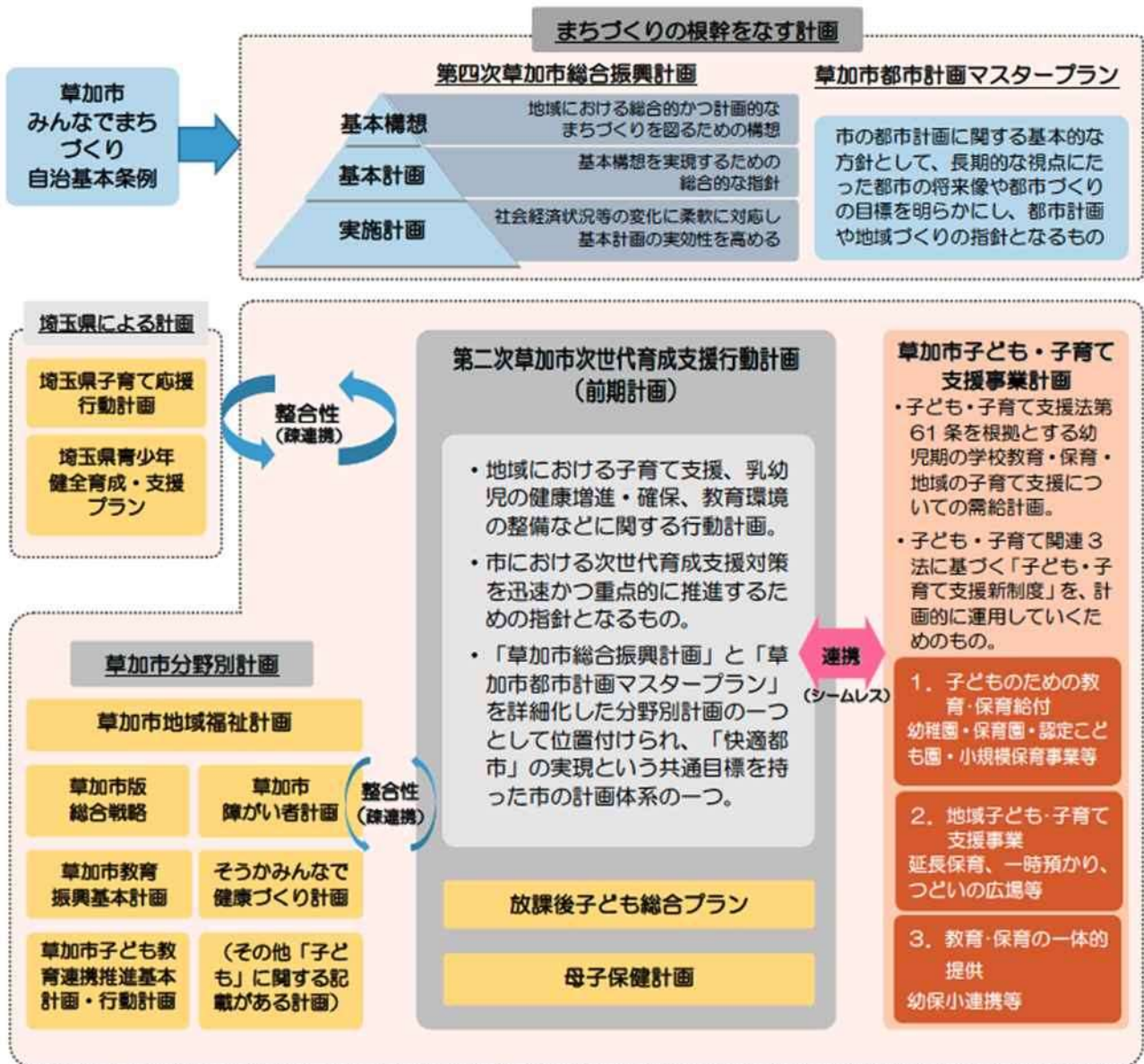
◇「施策2：生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進」では、市民が安全で快適に利用できるように「生涯学習施設の整備・充実」として、公民館・文化センターや歴史民俗資料館などの修繕・改修の実施が示されている。

◇「施策2：生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進」として、「中央図書館の整備・充実」が掲げられ、利用者に対して安全で快適な読書環境の提供を目指している。

②第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画）（平成 28 年 3 月）

- ◇本計画は、「草加市総合振興計画」と「草加市都市計画マスタープラン」を詳細化した分野別計画の一つとして位置付けられている。
- ◇「快適都市」の実現という共通目標を持った市の計画体系の一つであり、その内容には、「母子保健計画」「放課後子ども総合プラン」を含む。
- ◇本市におけるこれまでの取組の継続性を確保するため、他の分野別計画である「草加市地域福祉計画」「草加市教育振興基本計画」や、埼玉県「埼玉県子育て応援行動計画」「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」などの関連する部分との整合性を図っている。
- ◇幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画である「草加市子ども・子育て支援事業計画」と密接に連携しており、本市における子ども・子育て支援施策に係る事業の方向性を示すものとなっている。

第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画）の位置付け



資料：草加市 第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画） 平成 28 年 3 月

◇「みんなで支えあう、子どもも親もいきいき 子どもにやさしいまち そうか」を基本理念とし、子どもの最善の利益のもと、子どもにやさしいまちを実現するため、「子どもの人権の尊重（人権）」「子と親のよりよい関係づくりをめざして（安心）」「人とのきずなの再構築（きずな）」の3つの視点を取り入れている。

◇基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、「基本施策分類1：「子育て」「子ども」を支援する」「基本施策分類2：「子育て」「家庭」を支援する」「基本施策分類3：配慮を必要とする子ども・家庭への支援」「基本施策分類4：「地域」における子育て支援」の4つの基本施策分類を掲げ計画を推進している。

◇「基本施策分類1：「子育て」「子ども」を支援する」では、「基本施策2：子どもの居場所づくり」の一つとして、地域に根ざした新しい児童館・児童センターのあり方について検討していくことが示されている。

◇「基本施策分類2：「子育て」「家庭」を支援する」では、「基本施策2：子育て応援保育サービス」の一つとして、平成27年に認可保育園3園誘致により2号認定子ども（※2）および3号認定子ども（※3）における定員数の拡大を図ること、また平成28年度から平成31年度の間に、利用希望が多いと思われる区域に新たな認可保育園の誘致を検討すること、さらに3号認定子どもにおいては併せて地域型保育事業（※4）の誘致を検討することが示されている。

また、放課後児童クラブについて、推計した量の見込みが現在の必要量を上回る場合には、①近隣の公共施設等の利用・活用、②新たなサービス形態等を検討すること、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携強化を図り、総合的な放課後児童対策として推進させていく必要があることが示されている。

※1：子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける区分のこと。満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合が該当する。

※2：子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける区分のこと。満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合が該当する。

※3：子ども・子育て支援新制度において、保育園より少人数の単位で0歳から2歳の子どもの保育する事業。地域型保育には、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設（保育園、幼稚園、認定こども園）が設定される。

地域型保育は以下の4つのタイプがある。

- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育（個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育）
- ・事業所内保育（会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育）

③草加市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

- ◇本計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第61条を根拠とする計画で、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、草加市総合振興計画及び草加市次世代育成支援行動計画の「実施計画」的な位置付けとする方針が示されている。
- ◇本市に暮らすすべての子どもが次の世代への大きな可能性を持ち、豊かで、健やかな大人に成長することを目指し、かつ、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指し、「草加の未来、すべての子どもたちのために。安心して子育てできるまち そうか」を基本理念としている。
- ◇基本施策として、「基本施策1：子どものための教育・保育給付」「基本施策2：地域子ども・子育て支援事業」「基本施策3：教育・保育の一体的提供」を掲げている。

(8) 防災関連

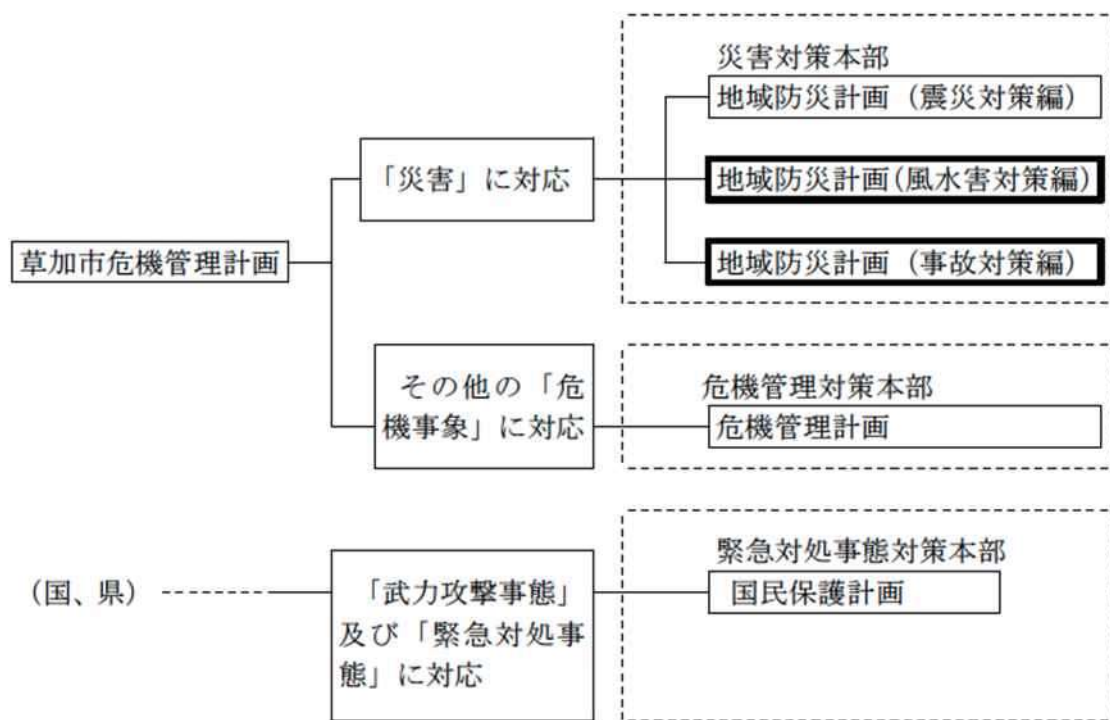
①草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編）（平成 21 年 2 月）

ア 計画の位置付け

◇本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、草加市に係る風水害及び事故災害について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めている。

◇市の各種の危機への対応は国民保護対応を除き、「草加市危機管理計画」をもって統括している。

草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編）の位置付け



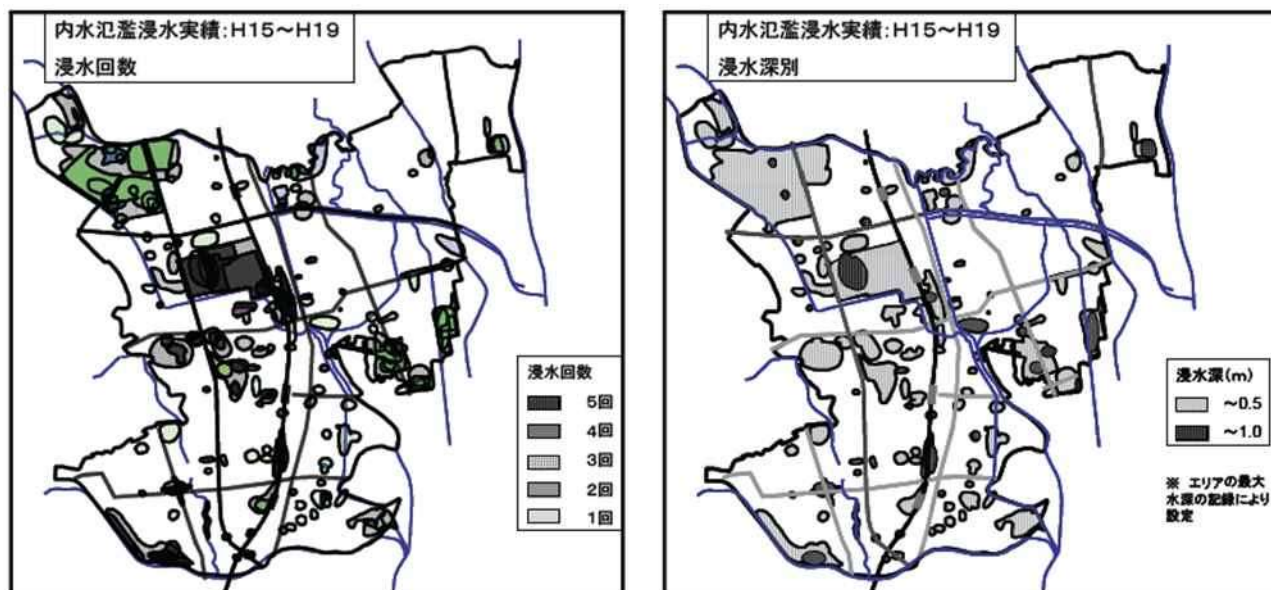
資料：草加市 草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編） 平成 21 年 2 月

イ 草加市にかかわる水害

◇草加市では、都市化の進展に伴い、度々内水氾濫に苦しめられてきたが、昭和 54 年から 3 回にわたり河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け各種対策事業が行われ、特に綾瀬川放水路及び八潮排水機場が完成した平成 11 年以降、浸水被害は顕著な減少を見せたが、引き続き台風や集中豪雨等における被害には十分な注意が必要である。

◇平成 15 年以後、5 回の内水氾濫において、浸水域が最も広がったのは平成 16 年 10 月 9 日の台風 22 号で、市域の 14%を占めた。（その他の水害では 3～6%）

5 回の内水氾濫における浸水範囲と浸水回数、浸水範囲と浸水深



資料: 草加市 草加市地域防災計画(風水害対策編・事故対策編) 平成21年2月

◇洪水予報河川を対象に、国土交通省(河川事務所)及び県が浸水想定区域図を作成しており、更に氾濫シミュレーションが公開されている河川もある。

草加市にかかわる河川氾濫の概要

河川 管理 区分	氾濫河川	概略発 生頻度 (回/年)	市への 到達時 間 ⁽²⁾ (h)	市内の浸水面積比 ⁽⁴⁾ (%)					
				浸水 合計	床上浸水				
					床下浸水 0.5m未 満	～ 1.0m	～ 2.0m	～ 5.0m	5.0m ～
国	利根川	1/200	16～43	90	28	38	23	1	0
	荒川	1/200	12～72	96	52	30	14	0	0
	荒川上流 ⁽¹⁾	1/200	48～72	21	4	13	5	0	0
	荒川下流 ⁽¹⁾	1/200	12～40	45	20	16	9	0	0
	江戸川	1/200	9～27	15	9	4	2	0	0
	中川・綾瀬川	1/100	直後～	70	28	26	15	1	0
県	中川・綾瀬川 ・元荒川	1/100	直後～	80	34	31	15	0	0
	芝川・新芝川	1/100	2～7	24	11	11	2	0	0
			(3)						

注: (1) 荒川浸水想定区域図は、上流域(熊谷・鴻巣方面: 元荒川広域氾濫)と、下流域(上尾・埼玉・川口・足立方面: 荒川左岸低地氾濫)を纏めて記載している。

上流域の氾濫は大宮台地北側を迂回し、本市の北側に到達する一方、下流域の氾濫は荒川左岸沿いに北上して本市の南端から浸水する。

このように、両者は発生形態を異にしていることから、それぞれ個別の検討も追加した。

なお、平成20年9月8日に中央防災会議大規模水害対策に関する専門調査会(第11回)で、上流域(元荒川広域氾濫)の氾濫水が本市に到達しないデータが公表されており、今後、浸水想定区域が見直される可能性もある。

(2) 利根川、荒川上流、江戸川、中川・綾瀬川は河川事務所提供の浸水ビューワーソフト(FRICS)により、荒川下流、荒川は河川事務所提供資料を総合して推定した。

(3) 仮に洪水拡散速度1km/hとした場合の時間

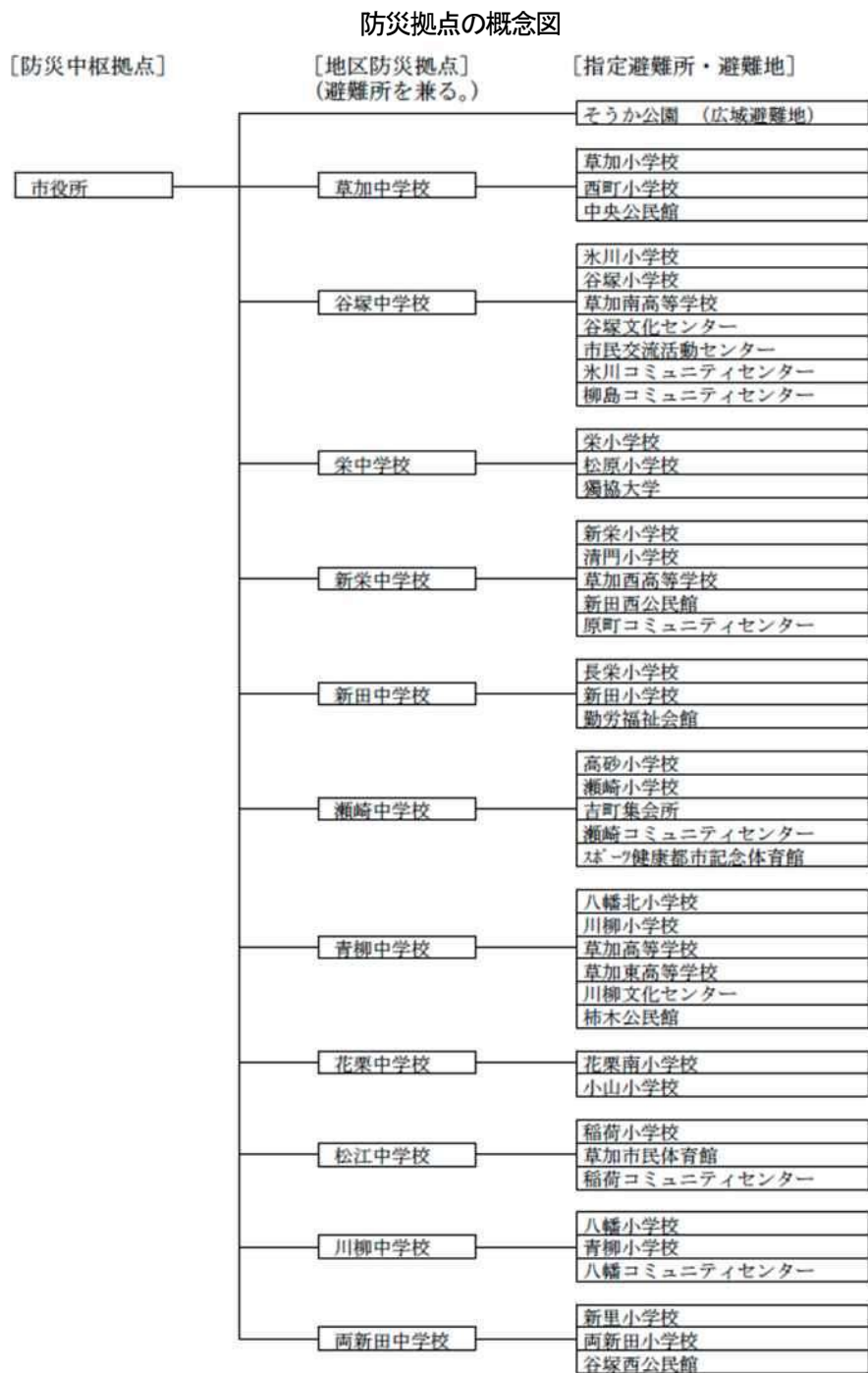
(4) 数値は丸めているため、合計数等に一部違いが出る場合がある。

資料: 草加市 草加市地域防災計画(風水害対策編・事故対策編) 平成21年2月

ウ 風水害予防計画

◇被害軽減のための施策としては、災害に強い都市環境の整備（総合的な治水対策、施設の整備等による都市の防災構造化の推進、防災拠点の整備）、災害に強い防災体制の整備（災害時の活動体制や非常用物資等の整備、緊急輸送体制の整備など）、市民の協力による防災対策（防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化など）を掲げている。

◇災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、多数の避難市民を受け入れられる避難所、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災拠点、自衛隊の活動拠点となる自衛隊拠点が市内の各所に定められている。



資料：草加市 草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編） 平成21年2月

◇草加市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、避難所など市の主要な防災施設へアクセスする緊急輸送道路を指定している。

草加市内緊急輸送道路（平成20年4月1日現在）

指定者	路 線 名 (愛称名)		管理者	
草加市	1	市道1011、1022号線 (そうか公園通り)	草加市	
	2	市道1020号線 (松原文化通り)		
	3	市道20415、20421号線		
	4	市道2040号線 (山王通り)		
	5	市道1029、1030、30162号線 (氷川神社通り)		
	6	市道1026、30096号線 (男女土橋通り)		
	7	市道10395号線 (三町稲荷通り)		
	8	市道2004、2007号線 (さざん花通り)		
	9	市道1002 号線 (川戸通り)		
	10	市道10011 号線 (メタセコイア通り)		
	11	市道40119号線 (あずま通り)		
	12	市道1007号線 (金明通り)		
	13	市道1013号線 (青柳東通り)		
	14	市道1025号線 (獨協大学通り)		
	15	市道2086号線 (花栗通り)		
	16	市道1040号線 (記念体育館通り)		
	17	県道平方・東京線	埼玉県	
	18	県道金明町・鳩ヶ谷線		
	19	県道川口・草加線		
	20	県道草加・八潮・三郷線		
	21	県道越谷・八潮線 (産業道路)		
	22	県道吉場・安行・東京線		
	23	県道越谷・鳩ヶ谷線		
埼玉県	24	国道4号	第一次特定	国土交通省
	25	国道4号 (東埼玉道路)	第一次	
	26	国道298号	第一次特定	
	27	県道草加・流山線	第一次	埼玉県
	28	県道さいたま・草加線	第一次、第二次	
	29	県道足立・越谷線	第一次	
	30	県道川口・草加線	第一次	
	31	県道吉場・安行・東京線	第一次	
	32	県道松戸・草加線	第二次	
33	県道台東・鳩ヶ谷線	第一次		

※ 県緊急輸送道路の指定区分

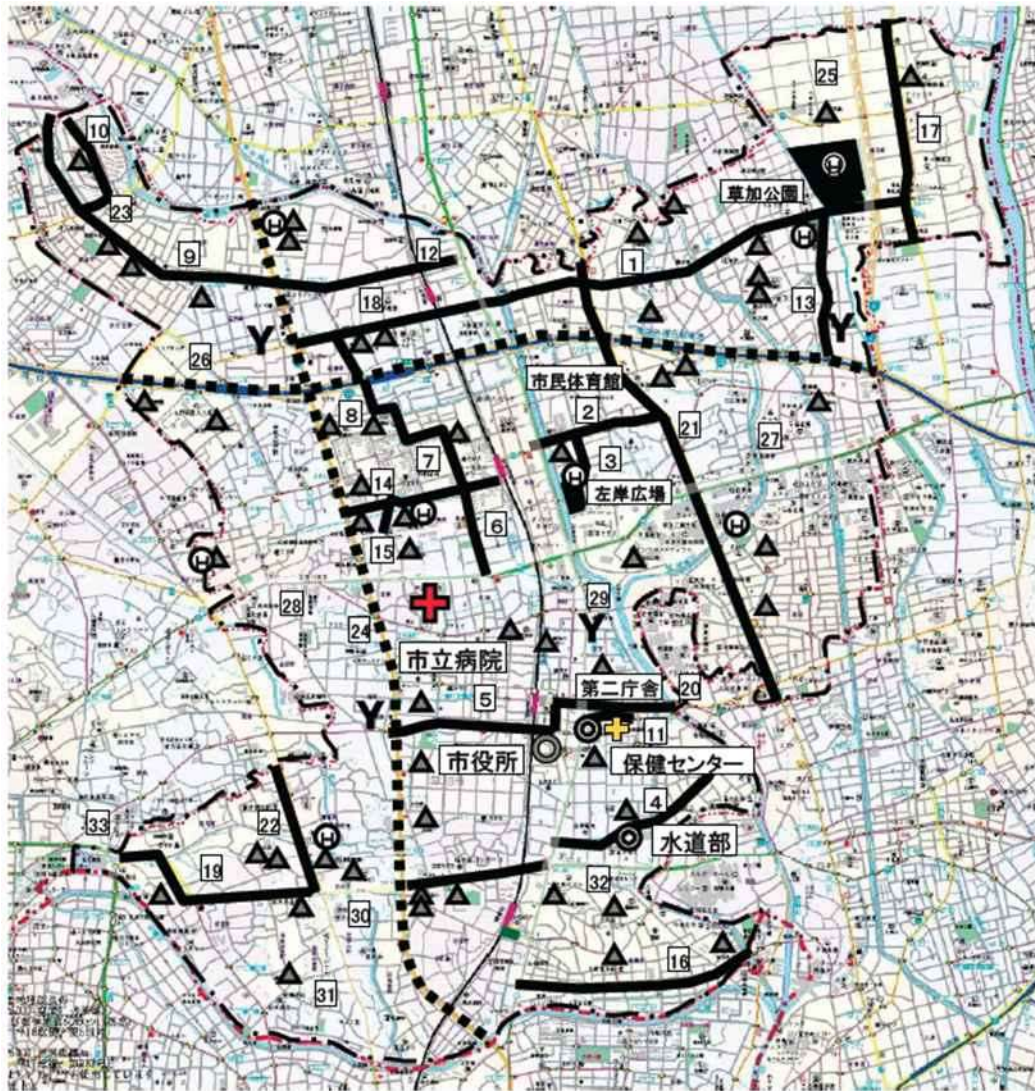
第一次特定：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

第一次：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など）を連絡する路線

資料：草加市 草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編） 平成21年2月

草加市内緊急輸送道路図



凡 例			
	市指定緊急輸送路		市集積場
	県第1次特定緊急輸送路		臨時ヘリポート
	県第1次/2次緊急輸送路		指定避難所
	路線の一环番号		消防署・分署

資料：草加市 草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編） 平成21年2月

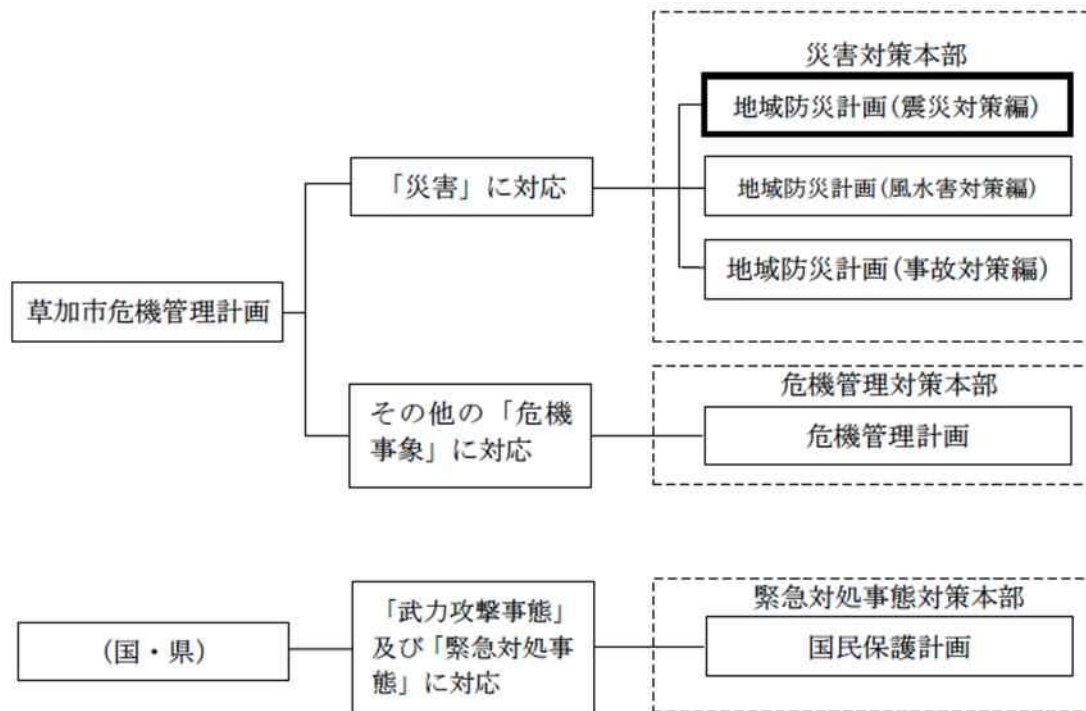
②草加市地域防災計画（震災対策編）（平成 24 年 11 月）

ア 計画の位置付け

◇本計画では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、草加市に係る地震災害について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めている。

◇市の各種の危機への対応は国民保護対応を除き、「草加市危機管理計画」をもって統括している。

草加市地域防災計画（風水害対策編・事故対策編）の位置付け



資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成 24 年 11 月

イ 震災予防計画

◇被害軽減のための施策としては、災害に強い都市環境の整備（土地利用や施設の整備等による都市の防災構造化の推進、防災拠点の整備）、災害に強い防災体制の整備（災害時の活動体制や非常用物資等の整備、緊急輸送体制の整備など）、市民の協力による防災対策（防災意識の高揚、自主防災組織等の育成・強化など）を掲げている。

◇「災害に強い都市環境の整備」として、草加市では、防災都市づくりの推進、地盤災害の予防、防災訓練の確保、交通ネットワークの整備を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

◇新規の市街地開発については、避難路や延焼遮断空間となる広幅員道路や緑道を配置し、既存市街地は、計画的な市街地整備を進めるとともに、炎症防止に有効な建物の不燃化を促進するため、防火、準防火地域の拡大を視野に入れ整備を図る、また、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導することを目標としている。

市街地整備の状況、都市計画防火地域および準防火地域、地区計画

〈 現況 〉

市街地整備の状況（土地区画整理事業）

（平成24年4月1日現在）

事業名	面積 (ha)	事業期間
草加工業開発土地区画整理事業（埼玉県）	105.6	S 38 ～ S 40
草加八潮工業開発土地区画整理事業（埼玉県）	46.9	S 40 ～ S 43
瀬崎町土地区画整理事業（組合）	50.4	S 41 ～ S 56
谷塚町土地区画整理事業（組合）	12.0	S 49 ～ S 60
手代町土地区画整理事業（組合）	16.3	H 元 ～ H 16
谷塚上町土地区画整理事業（組合）	2.3	H 元 ～ H 5
遊馬町土地区画整理事業（組合）	3.1	H 6 ～ H 12
谷塚仲町土地区画整理事業（組合）	1.4	H 8 ～ H 14
稲荷町土地区画整理事業（草加市）	54.5	S 47 ～ H 8
氷川町（草加駅西側）土地区画整理事業（草加市）	34.1	S 49 ～ H 27
新田西部土地区画整理事業（草加市）	145.9	S 61 ～ H 26
遊馬町第二土地区画整理事業（個人）	0.9	H 19 ～ H 20
新田駅西口土地区画整理事業（草加市）	10.6	H 22 ～ H 37

市街地整備の状況（市街地再開発事業等）

（平成24年4月1日現在）

事業名	面積(ha)	事業期間
草加駅東口第一種市街地再開発事業（草加市）	2.3	S62 ～ H 3
谷塚駅東口地区第一種市街地再開発事業（組合）	1.8	S59 ～ H 6
谷塚駅西口住宅街区整備事業（現 都市再生機構）	4.2	S60 ～ H 7
松原団地駅前西口地区開発事業（草加市、現 都市再生機構）	3.5	H 6 ～ H 13

都市計画防火地域及び準防火地域

（平成24年4月1日現在）

種類	面積 (ha)
防火地域	17.7
準防火地域	2.3

地区計画

（平成24年4月1日現在）

地区	面積 (ha)
松原団地駅西口地区	3.6
新田西部地区	145.9
稲荷一丁目地区	5.9
松原団地駅西側地区	54.0

資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成24年11月

◇都市公園及び広場・緑地等は、災害時のオープンスペースとして、また、避難場所等のみならず、救援・復旧系統の防災活動拠点としての機能を有することから、今後も都市公園等の新設及び再整備に努めるとしている。

草加市の公園整備状況、公園施設設置状況

草加市の公園整備状況

(平成24年4月1日現在)

都市計画決定公園			
種 別		供用開始済公園	
住区基幹公園	街区公園	21園	5.75ha
	近隣公園(工業団地公園)	1園	1.80ha
	地区公園(綾瀬川左岸広場)	1園	2.90ha
都市基幹公園	総合公園(そうか公園)	1園	17.80ha
計		24園	28.25ha

都市計画未決定公園			
種 別		供用開始済公園	
公園等		241園	12.41ha
緑 道		2園	2.46ha
計		243園	14.87ha

都市公園合計	267園	43.12ha
--------	------	---------

そ の 他			
種 別		供用開始済公園	
児 童 遊 園		23園	1.82ha
遊 園		15園	0.10ha
ちびっ子広場		2園	0.42ha
ふれあい広場		15園	3.83ha
計		55園	6.17ha

総 合 計	322園	49.29ha
-------	------	---------

公園施設設置状況

(平成24年4月1日現在)

施設 種別	公園箇所	公園灯設置箇所	水飲み設置箇所	トイレ設置箇所
都市公園 (都市計画決定)	24	24 (100%)	24 (100%)	20 (83%)
都市公園 (都市計画未決定)	243	98 (40%)	67 (28%)	23 (10%)
児童遊園	23	19 (83%)	18 (78%)	6 (26%)
ちびっ子広場 ふれあい広場 遊 園	32	15 (47%)	8 (25%)	2 (6%)
計	322	156 (49%)	117 (36%)	51 (16%)

* 下段の()は、各公園に占める該当施設の割合です。

資料：草加市 草加市地域防災計画(震災対策編) 平成24年11月

◇災害時に避難所として使用する小中学校等の安全を優先的に確保するため、計画的に耐震化工事を実施しており、また、一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、草加市はそのための助言、指導を行っている。

小・中学校の耐震状況、建築物の状況

〈 現況 〉

小・中学校の耐震状況

(平成24年11月1日現在)

	学校数	耐震化済
小学校	21	20
中学校	11	11
合 計	32	31

* 栄小学校は、H25年度に改築工事を
実施し、全ての耐震化が完了する予定

〈 現況 〉

建築物の状況

(平成20年1月1日現在)

総 数 (棟数)	建 築 の 時 期 (棟数)	
	昭和56年以前	昭和57年以降
67,923	26,475	41,448

(家屋台帳を参照)

資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成24年11月

◇災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難所、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災拠点、自衛隊の活動拠点となる自衛隊拠点が市内の各所に定められている。

防災拠点の概念図



資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成24年11月

◇火災の延焼等で避難所が危険な場合等の一時的避難空間とする広域避難地として、そうか公園を指定している。

広域避難地

名 称	そうか公園
位 置	柿木町272-1
面 積	17.8ha
有効面積	14.24ha
収容人員	14.24万人
【備考】 有効面積：そうか公園の形状を踏まえ、全体の8割を使用可能とした。 収容人員：広域避難地での避難者1人当たり必要面積を1㎡とする。	

資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成24年11月

◇草加市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、避難所など市の主要な防災施設へアクセスする緊急輸送道路を指定している。

草加市内緊急輸送道路（平成 23 年 4 月 1 日現在）

指定者	路 線 名（愛称名）		管理者
草加市	1	市道1011、1012号線（そうか公園通り）	草加市
	2	市道1020号線（松原文化通り）	
	3	市道1050号線	
	4	市道2040号線（山王通り）	
	5	市道1030、2094、2095（草加神社通り）	
	6	市道1026号線（男女土橋通り）	
	7	市道2085号線（三町稲荷通り）	
	8	市道2007、2008、2009号線（さざん花通り）	
	9	市道1002、1047号線（川戸通り）	
	10	市道2081、10011号線（メタセコイア通り）	
	11	市道2102号線（あずま通り）	
	12	市道1007号線（金明通り）	
	13	市道1013号線（青柳東通り）	
	14	市道1025号線（獨協大学通り）	
	15	市道2086号線（花栗通り）	
	16	市道1040号線（記念体育館通り）	
	17	市道1037、1038、1039、1051号線	
埼玉県	18	県道平方・東京線	埼玉県
	19	県道金明町・鳩ヶ谷線	
	20	県道川口・草加線	
	21	県道草加・八潮・三郷線	
	22	県道越谷・草加線（産業道路）	
	23	県道吉場・安行・東京線	
	24	県道越谷・鳩ヶ谷線	
	25	国道4号	国土交通省
	26	国道4号（東埼玉道路）	国土交通省
	27	国道298号	国土交通省
	28	県道草加・流山線	埼玉県
	29	県道さいたま・草加線	
	30	県道足立・越谷線	
	31	県道川口・草加線	
	32	県道吉場・安行・東京線	
	33	県道松戸・草加線	
	34	県道台東・鳩ヶ谷線	

* 県緊急輸送道路の指定区分

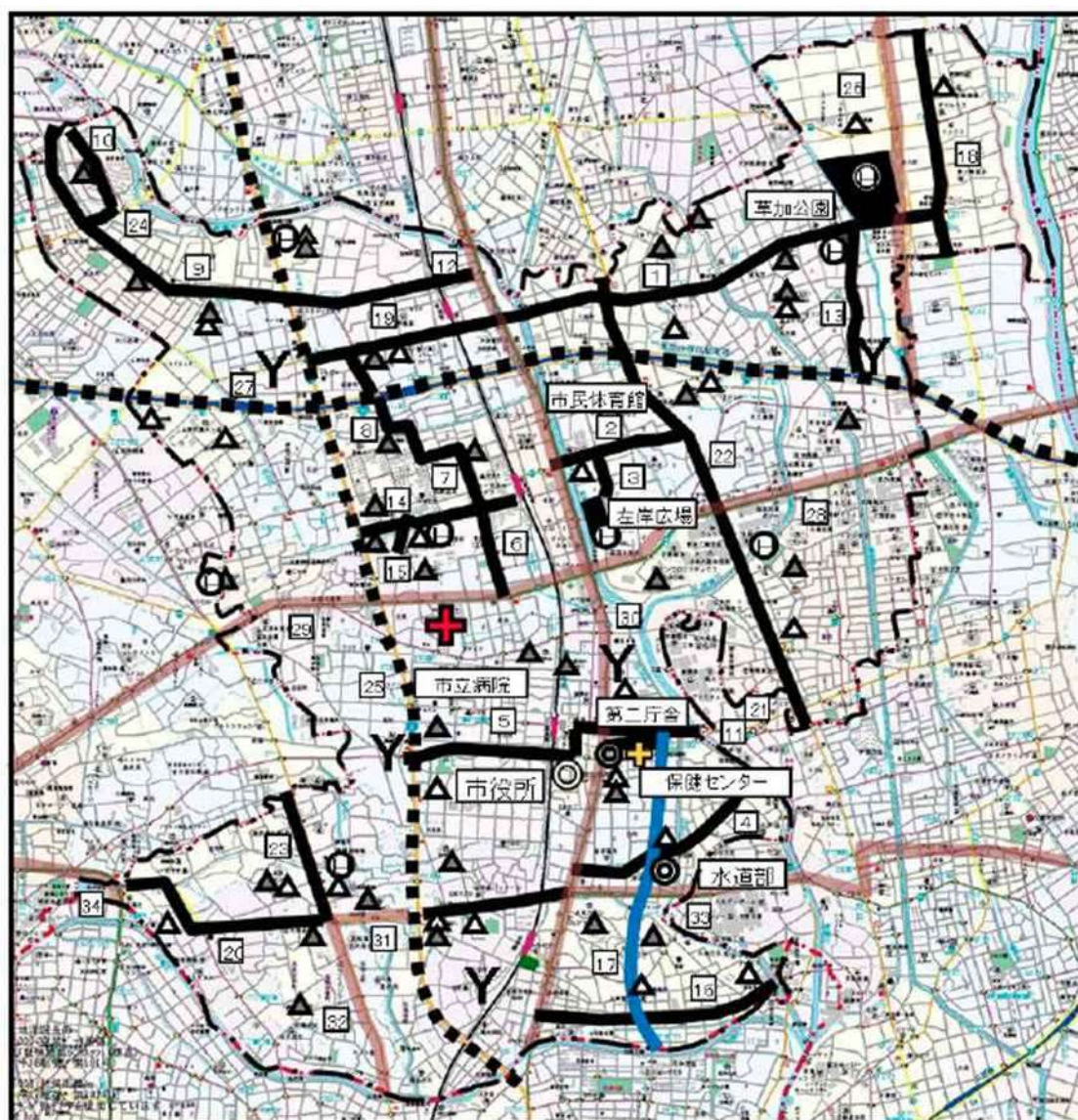
第一次特定：高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

第一次：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など）を連絡する路線

資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成 24 年 11 月

草加市内緊急輸送道路図



凡 例			
	市指定緊急輸送路		市 集 積 場
	県第1次特定緊急輸送路		臨時ヘリポート
	県第1次／2次緊急輸送道路		第1避難所
	路線の一環番号		その他の指定避難所
			消防署・分署等

資料：草加市 草加市地域防災計画（震災対策編） 平成24年11月

(9) その他

①草加市公共施設等総合管理計画（平成29年10月）

ア 計画の位置付け

◇本計画は、「第四次草加市総合振興計画」や関連する「草加市都市計画マスタープラン」とも連動した横断的な計画であり、第四次草加市総合振興計画基本構想で示された、今後の本市の20年を考える上でのキーワードとなる「持続可能性」を担保する上でも重要な計画である。

◇本市では、インフラ施設を除く公共建築物を対象に、2010年度に配置情報や全般的な課題、さらに将来、施設ごとに取り組むべき課題を整理した中で、施設更新、集約・複合化の方針を示した「公共施設配置計画」（2011～2015）を策定しているほか、2014年度には公共建築物を対象とした、各地域における「公共空間のあり方」の議論の出発点に立つ基礎資料として「草加市公共施設マネジメント白書」を作成しており、本計画では、その基礎データに立脚しつつ、新たな情報を加味し、施設の利用者・維持管理・財政等の視点から将来の本市の公共空間のあり方を示している。

イ 圏域の考え方

◇本計画では、上位計画である第四次草加市総合振興計画や、草加市都市計画マスタープランにおける地区区分に合わせ、コミュニティブロックの10地区を基本的な利用圏域と設定している。

コミュニティブロックの10区分



資料：草加市 草加市公共施設等総合管理計画 平成29年10月

◇施設機能の利用圏域は、10 地区のコミュニティブロックを基本としつつ、次の3つを設定するものとしている。

施設機能の利用圏域

一次生活圏（コミュニティブロック）：基礎コミュニティを最小単位として市内を10地区に区分。 二次生活圏（駅勢圏）：鉄道駅を中心にコミュニティブロックを複数束ねる区分及び市街化調整区域。 三次生活圏（全市・広域）：市全体、あるいは周辺自治体を含めた広域的なエリア。

資料：草加市 草加市公共施設等総合管理計画 平成29年10月

ウ 施設分野別の現状と課題、公共施設等に関する全般的な課題

◇公共建築物の課題として、地区の拠点的な施設では予約なしで自由に利用できる空間などに対するニーズが高い一方で、実態としては予約しないと使えない空間が多いなど、市民ニーズと施設の不マッチが見受けられるため、建替えや改修などの機会を捉えて市民が利用しやすい施設機能としていくことが求められている。

◇施設の機能統合に当たっては、それぞれの機能の持っている特徴や、機能を統合することによるメリット・デメリットを踏まえ、統合することで利便性が高まる、または統合しても問題がより少ない機能の組合せを検討していく必要がある。

◇人口減少や少子高齢化の進展により、将来的に扶助費の増加や税収の減少が予想されるとともに、施設に対する需要の規模や内容の変更が見込まれるため、施設の効率性を高めるほか、需要の減少に伴い余剰となる施設を整理するなど、保有総量の適正化に向けた対応が必要である。

エ 基本方針

◇施設の中には、利用頻度が低い施設、利用の偏りがあるなど有効に利用されていない施設、有効に活用されていない余剰空間を持つ施設などがあるため、そのような施設や機能については集約・複合化や廃止を積極的に推進することで解消を図り、また、新たな公共建築物の建設は、類似施設や近接施設などの既存施設を複数廃止（スクラップ）して、新たな1つの施設を建設（ビルド）することなどにより、市が所有する公共建築物の保有総量の適正化を目指すとしている。

◇公共サービス内容の吟味と民間サービスの活用（指定管理者制度、PPP 及び PFI 等の活用など）や、集約・複合化による「1施設・多機能」の積極的導入、地区特性に応じた公共建築物の再編、市民協働による公共施設等のあり方の検討など、施設重視から機能重視へ転換を図ることを方針として掲げている。

オ 施設配置の考え方

◇少子高齢化の進展を見据え、集会・学習機能や子育て機能、福祉機能のうち市民ニーズの高いものは、できるだけ一次生活圏での利用ができるよう施設機能を配置することを基本とする。

◇長期的には、市民ニーズの高い施設機能については、小中学校に統合することを前提とし、機能や利便性を維持しつつ、施設の床面積の総量を適正化することを目指す。

施設機能ごとの配置イメージ

区分	一次生活圏（コミュニティブロック）		二次生活圏 （駅勢圏）	三次生活圏 （全市・広域）
	複数ある施設	1 か所程度ある施設		
圏域数	10		4	1(全市・広域)
行政機能			●サービスセンター	●市役所
保健・医療機能				●市立病院 ●保健センター
福祉機能		●地域包括支援センター ●障害者グループホーム （本市が所有する施設： ひまわりの郷） ●障害福祉サービス事業所 （本市が所有する施設： つばさの森）		●総合福祉センター （であいの森） ●社会福祉活動センター ●養護老人ホーム （松楽苑） ●在宅福祉センター （きくの里） ●高齢者福祉センター （ふれあいの里）
教育機能	●小学校	●中学校		●教育支援室
子育て機能	●保育園 ●放課後児童クラブ	●児童館・児童センター		●子育て支援センター ●児童発達支援センター（あおば学園）
集会・学習機能		●コミュニティセンター （ミニコミュニティセンター） ●公民館・文化センター		●市民活動センター ●文化会館 ●アコスホール ●勤労福祉会館 ●青少年交流センター ●勤労青少年ホーム ●中央図書館 ●歴史民俗資料館
スポーツ機能	●小学校校庭、体育館	●中学校校庭、体育館	●グラウンド・運動広場	●体育館 ●野球場等 ●温水プール
供給処理機能				●環境業務センター ●リサイクルセンター
その他				●物産・観光情報センター

※圏域ごとに配置される施設は人口規模等から考えた概ねのものであり、必ずしも圏域ごとの必要数を示すものではない。

※保育園や高齢者・障がい者福祉施設などの民間もサービス提供をしている施設は、生活圏とは関係なくサービス提供が行われる可能性がある。

資料：草加市 草加市公共施設等総合管理計画 平成29年10月

②地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書（平成29年12月）

◇総務省では平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、各地方公共団体に対して平成28年度中に新公立病院改革プランを策定の上、経営改革に取り組むよう要請している。

◇地域における医療提供体制の確保や公立病院の更なる経営改革を推進する観点から、総務省では平成28年9月より「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」を開催し、学識経験者や公立病院の経営に携わる者などに意見を伺いつつ、公立病院に対する施策の在り方等について検討が行われた。

◇今後、各地方公共団体において公立病院改革を推進する中で、その方向性の検討や具体的な取り組みの参考となるよう、各委員からの意見や指摘等を提言の形に取りまとめている。

(10) 関連計画等の整理のまとめ

関連計画等の整理のまとめとして、以下に一覧表を示す。

関連計画におけるコンパクトプラスネットワーク型都市構造に係わる内容（１／２）

分類	計画名	コンパクトプラスネットワーク型都市構造の形成に係わる内容
まちづくりの根幹をなす計画	第四次草加市総合振興計画	・草加市立地適正化計画の上位計画となる総合振興計画では、施策を進める重点テーマとして、「持続可能性の向上」「ブランド力の向上」「コミュニティ力の向上」を位置づけている。
	草加市都市計画マスタープラン 2017-2035	・都市計画分野の上位計画となる都市計画マスタープランでは、「核や拠点」「軸やネットワーク」「ゾーン」を位置づけ、将来人口約 23 万人（2035 年）を見据えた将来都市構造を目指している。 ・土地利用の方針では、「維持調和型のまちづくりと政策推進・モデル地区」「超高齢社会、人口減少、災害リスクに対応」を基本方針としている。
	埼玉県用途地域指定の基本的な考え方	・埼玉県における用途地域指定の基本的な考え方が示されている。
	草加市用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準	・草加市における用途地域指定及び見直しに関する基本方針、指定・変更基準が示されている。
健康・福祉	草加市地域福祉推進基本方針	・日常生活圏域を基本とした 10 地区を設定し、総合振興計画に位置づけられている施策「地域福祉の推進」の取組について計画されている。
	第七次草加市高年者プラン	・日常生活圏域を基本に、「地域における支援体制の確立」や、「在宅医療・介護連携の推進」を基本方針としている。
	第三次草加市障がい者計画、第 5 期草加市障がい福祉計画、第 1 期草加市障がい児福祉計画	・基本理念である「ノーマライゼーション」を踏まえて、「年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す」「市民が安心して生活ができるまちを目指す」の 2 つを基本方針としている。
産業振興	第二次草加市観光基本計画	・「身近な交通手段の特性を活かした訪れやすい観光地化の推進」として主要なバス停での待ち合い環境の改善、自転車で安全に巡ることができるネットワークの形成などが計画されている。
	草加市産業新成長戦略	・リノベーションまちづくり、商店街活性化の推進、市内における事業所立地の促進が計画されている。
スポーツ	草加市スポーツ施設整備計画	・コミュニティブロックにおいて、学校が市民スポーツの中核的な施設と位置づけられていること、今後設置目的が消滅し、他の利用が見込めないスポーツ施設や費用対効果が著しく低下し市内に同種類似施設があるスポーツ施設が統廃合される可能性がある。

関連計画におけるコンパクトプラスネットワーク型都市構造に係わる内容（２／２）

分類	計画名	コンパクトプラスネットワーク型都市構造の形成に係わる内容
まちづくり	草加市みどりの基本計画	・ 徒歩圏で利用できる公園の人口カバー率を 75%にする目標が掲げられている。
	草加市景観計画	・ 市街地の景観形成の方針が示されており、更に駅前商業地区や既成市街地地区の景観形成の方針が示されている。
	草加市地域公共交通網形成計画	・ バスの地域間路線の再編成、地域内アクセス路線の導入、利用施策の市推進、地域内アクセス路線（草加市コミュニティバス）の運行・評価が計画されている。
	草加市公共交通再編計画	・ 公共交通再編計画で示された計画の中で当面取り組む施策を抽出し、その内容、実施主体、実施スケジュールを示している。
	そうかりノベーションまちづくり構想	・ 総合振興計画の基本構想にある「快適都市ー草加ー」の実現を目指すため、リノベーションまちづくりの推進に向けた具体的な体制や仕組み、方法、プロセスなどが盛り込まれている。
環境	第二次草加市環境基本計画	・ 総合振興計画に位置づけられている施策「水環境の保全」、「みどりの保全と創出」、「環境との共生」の取組について計画されている。
教育	第三次草加市生涯学習基本計画	・ 総合振興計画に位置づけられている施策『『生きる力をはぐくむ学縁都市そうか』の推進』の取組について計画されている。
	第二次草加市次世代育成支援行動計画（前期計画）	・ 総合振興計画に位置づけられている施策「児童福祉の推進」の取組について計画されている。
	草加市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）	・ 総合振興計画に位置づけられている施策「児童福祉の推進」の取組について計画されている。 ・ 総合振興計画及び草加市次世代育成支援行動計画の「実施計画」的な位置付けとする方針が示されている。
防災	草加市地域防災計画	・ 総合振興計画に位置づけられている施策「危機管理体制の強化」の取組について計画されている。 ・ 将来都市構造図にて地域核に指定されている獨協大学前駅周辺やその他のエリアにおいて、過去に何度か内水氾濫による浸水被害が発生していることから、風水害予防計画において、総合的な治水対策など、災害に強い都市環境の整備が掲げられている。 ・ 震災予防計画では、被害軽減のための施策として、市街地再開発等においては防災性を備えた都市づくりを誘導することを目標としている。 ・ 多数の避難市民を受け入れられる避難所や防災拠点、自衛隊拠点として、小中学校や公民館などが位置づけられている。
その他	草加市公共施設等総合管理計画	・ 総合振興計画に位置づけられている重点テーマ「持続可能性の向上」の取組について計画されている。 ・ コミュニティブロックの 10 地区を、公共施設等の基本的な利用圏域として設定している。
	地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書	・ 地域医療の確保のための重要な役割を果たす公立病院において、地域医療構想を踏まえた多様な形態の再編・ネットワーク化の推進の必要性が提言されている。